

平成24年第2回小笠原村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2



第 1 号 （6月12日）

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○欠席説明員	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○会議時間の延長	5
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
片 股 敬 昌 君	6
一 木 重 夫 君	16
鯉 江 満 君	25
高 橋 研 史 君	30
稲 垣 勇 君	39
池 田 望 君	46
杉 田 一 男 君	50
○散 会	61



第 2 号 (6月13日)

○議事日程	63
○出席議員	64
○欠席議員	64
○出席説明員	64
○欠席説明員	64
○事務局職員出席者	64
○開 議	65
○会議時間の延長	65
○報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
○発議第3号の上程、説明、質疑、採決	83
○閉会中の継続調査の申し出	85
○閉議及び閉会	85
○署名議員	87



小笠原村告示第16号

平成24年第2回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成24年5月25日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成24年6月12日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（８名）

１番	高 橋 研 史 君	２番	片 股 敬 昌 君
３番	一 木 重 夫 君	４番	鯨 江 満 君
５番	杉 田 一 男 君	６番	池 田 望 君
７番	稲 垣 勇 君	８番	佐々木 幸 美 君

不応招議員（なし）

平成 2 4 年 第 2 回 小 笠 原 村 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 4 年 6 月 1 2 日（火曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 報告第 6 号 平成 2 3 年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について
- 第 2 報告第 7 号 平成 2 3 年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 3 議案第 4 2 号 小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第 4 3 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 5 議案第 4 4 号 小笠原村手数料条例の一部を改正する条例（案）
- 第 6 議案第 4 5 号 小笠原村印鑑条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第 4 6 号 小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第 4 7 号 小笠原村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
（案）
- 第 9 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度小笠原村一般会計補正予算（第 1 号）（案）

出席議員（８名）

1 番	高 橋 研 史 君	2 番	片 股 敬 昌 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯁 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	池 田 望 君
7 番	稲 垣 勇 君	8 番	佐々木 幸 美 君

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	江 尻 康 弘 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	湯 村 義 夫 君
財 政 課 長	今 野 満 君	村 民 課 長	斎 藤 実 君
村民課副参事	村 井 達 人 君	医 療 課 長	樋 口 博 君
産業観光課長	渋谷 正 昭 君	自 然 管 理 専門委員	岩 本 誠 君
建設水道課長	増 山 一 清 君	建 設 水 道 課 副 参 事	篠 田 千鶴男 君
母島支所長	箭 内 浩 彌 君	出 納 課 長	菊 池 元 弘 君
教 育 課 長	佐々木 英 樹 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） おはようございます。

ただいまから平成24年第2回小笠原村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木幸美君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、池田 望君、7番、稲垣 勇君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（佐々木幸美君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告します。

村長より平成24年5月25日付、小笠原村告示第16号をもって、本定例会の招集通知がありました。

次に、村長より5月31日付で平成23年度継続費繰越計算書、平成23年度繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

また、同日付で議案7件の送付がありました。

次に、村長より5月29日付で議会説明員の出席者通知がありました。

次に、教育長より5月25日付で議会説明員出席者の通知がありました。

次に、5月28日付で小笠原村監査委員、長谷部勝久君及び池田 望君より例月出納検査報告がありました。

以上でございます。

◎会期の決定

○議長（佐々木幸美君） 次に、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月12日から6月13日までの2日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日6月12日から6月13日までの2日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（佐々木幸美君） これより一般質問に入ります。

質問のある議員は順次挙手をしてください。

◇ 片 股 敬 昌 君

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 2番、片股敬昌です。

今回、質問項目、全部で7つございますので、ここでは1つだけ質問しまして、その後は自席で質問させていただきます。

最初の質問です。夜明山の尊徳像についてお尋ねいたします。

頭部のない尊徳像は、日本人の素朴な感情として、日本文化にはなじまないと思います。何らかの理由があつて、そうなったとしても、今の姿は哀れさや痛みを感じてしまいます。もとの姿に戻すことはできないのでしょうか。

また、像の下に刻まれている文言には、不適切な言葉があると思っております。これについては適正な言葉に変えるよう訂正を求めたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 片股議員のご質問に答弁をさせていただきます。

7つのご質問ということで、今いただきました夜明山の尊徳像以外につきましては自席でということでございました。個別具体的なものにつきましては、基本的に担当課長に説明をさせます。私の答弁が必要な場合におきましては、どうぞ指名をしていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。ただいまご質問をいただきました夜明山の尊徳像につきましても、個別具体的なこととなりますので、まず担当課長に答弁をさせます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 教育課長、佐々木君。

○教育課長（佐々木英樹君） 夜明山の尊徳像について答弁させていただきます。

議員ご指摘の尊徳像につきましては、戦時中に大村国民学校に設置されていたものを、夜明山に移設し、海軍の通信施設を学校に見立てるための作戦ではないかと言われております。解説板の記載につきましては、事実関係が定かではないということから、調査の上、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。また、頭部の復元につきましては、実施する考えはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ありがとうございます。尊徳像について、ちょっと私のほうで全国の動きを調べてみたのですが、保護者の中に、歩いて本を読むのは危険だという保護者がいる。また、教師の中には、子供が働く姿、それを勧めるのはどうかという、まじめに答える教師もいらっしゃるようです。そうした考えについて、教育長、今の考え、どんな考えを持っていらっしゃるかお聞かせください。

○議長（佐々木幸美君） 教育長、伊藤君。

○教育長（伊藤直樹君） 今のご質問にありましたような声に押されて、小学校からかなりの数の尊徳像が姿を消していることは事実です。また、同じ理由から、ある教育委員会は、まき束のそばに座って本を読む尊徳像につくりかえたなどという、笑い話にもならない情けない話を聞いたことがあります。

私が説明するまでもなく、尊徳像は、歩きながら本を読めと教えているわけでも、子供に労働を勧めているわけでもありません。普通の人であれば、こんなことはだれでも知っていることです。現在の価値観をもって、けちをつけるならば、過去の偉人のほとんどが該当することになり、尊徳像否定の理由にはなりません。尊徳像が伝える質素、儉約や勤労、勤勉を美德と教え、昔は子供も働かないと食っていけない時代があったと教え、家の手伝いをしろという指導は今でもしっかりと行っています。尊徳像に難癖をつけ、撤去しろという声は、日本人の勤労、勤勉の精神を骨抜きにし、日本の転覆を願う人たちか、過保護で自分の子供の自立さえ考えられない保護者たちの寝言程度にしかとらえておりません。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ありがとうございます。二宮尊徳先生の精神は小笠原村では生きて

いると確認させていただきました。

次の質問に移ります。村のごみ減量化対策、そしてリサイクル促進につきまして、村長に答弁をお願いしたいと思いますが、3点ほどございます。

ごみを減らすことは、村の財政にとって極めて重要であると思っております。どのような対策を講じておられるのかお話しください。

2点目は、レアメタルなどの資源に対する社会的な関心が非常に高まっております。資源価格の高騰は、企業経営を揺るがす大きな問題であり、再生資源の回収量を増やすことが求められております。村の協力体制はどうなっているのか伺います。

3点目に、海ごみの対策につきまして、前回定例会でも質問いたしました。東京都との協議がその後どうなっているのかお話しください。

以上、お願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 片股議員のごみの減量対策とリサイクルという観点でよろしいでしょうか、答弁をさせていただきます。

ごみの行政の概況、減量とリサイクルにつきましては、本村では、持続可能な資源循環型社会構築を目指し、可能な限り、ごみの減量、リユース、リサイクルを推進するという基本方針にのっとり、必要なハードとソフト両面の整備を進めているところでございます。

しかし、整備の前提の条件の一つでありました可燃ごみの焼却、適正な焼却管理につきましては、技術的にも、費用的にも持続できないことがはっきりしてまいりました。幸い母島のタンカロ計画については、途中で方向転換をし、火を使わない現在の母島リレーセンターを整備しましたが、父島クリーンセンターの焼却炉は今後も延命を図り、受け皿としての機能を維持していかなければなりません。この延命ができている間に、焼却にかわる持続可能な中間処理方法への移行が必須でございます。ごみの焼却量を大幅に削減し、単純焼却処理からの脱却を目指し、真に持続可能な世界遺産の名に恥じない循環型社会の構築を進めてまいりたいと考えております。

具体的な減量方法としましては、生ごみとプラスチック容器の資源化が大きな柱となります。このために必要な父島の生ごみの資源化とプラ製容器包装の選別梱包や保管などを行う資源化中継施設の整備を次期振興開発計画事業において計画中でございます。今後、可燃ごみの重量比、容積比で、それぞれ半分近くを占める生ごみとプラ容器の資源化を促進してまいりたいと考えております。

2点目の小型家電リサイクルへの対応でございますが、本村では、従来より家電リサイクル法対象外の電気製品などについて、破碎処理ではなく、手解体することで、材質別に細かく分別をし、プラスチックは焼却、ガラスは埋め立て、金属類は内地へ運び、売却し、資源化しております。国が進めております小型家電類のリサイクルによるレアメタルの回収の動きが具体化する際は、家電を丸ごと内地へ輸送することで、焼却しているプラと埋め立てしているガラス類に新たな資源化の処理ができることから、村は積極的に参画をしてまいりたいと考えているところでございます。

海ごみについてご質問がございました。特に震災被災地支援を優先するため、東京都における海ごみ計画策定作業が中断されておりましたが、先月末、計画策定に向けた作業を再開するとの連絡を受けております。震災前に地域計画素案が示されており、今年度中に計画策定となる見込みでございます。村としましては、これまで続いている村民、観光客の有志の皆様方の努力が報われ、関係する管理責任者の適正な役割分担がなされるよう計画策定に参画をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ありがとうございます。ここで少しでもごみを減らすために私の提案をしたいと思います。裸電球、この計画寿命というものを調べてみますと約1,000時間見られています。電球型蛍光灯は約6,000時間、電球型のLEDにしますと4万時間、こういうふうに言われております。そうしますと、LEDの電球を1個捨てるときに、裸電球にしますと40個が廃棄されるということです。そして、電球型蛍光灯ですと6個から7個が廃棄される。そうした観点からしますと、LEDに変えることによって、ごみとして出されるものが減っていくということは当然言えると思うんです。

それから、電池なんですけど、いわゆるマンガン、アルカリ電池、使い捨て電池ではなくして、ちょうど私、きょうは持ってきました。何度でも充電できるという電池がございます。これを見ると1,800回使えるというものがあります。年々、性能がアップしています。これを月2回充電ということで計算しますと、およそ75年使える計算になります。

ですから、こういうことに切りかえることによって、ごみが減らしていけるものだと思います。これは私の提案ですけれども、村民に理解をいただいて、協力いただくということも一つの案かと思います。

では、次にハートロック周辺及びその途中での排せつ物対策につきまして質問いたします。小港のトイレで用を足した後に、ハートロックまでの山歩きが非常に長いこと、距離があ

ることなどから、観光客が山中で用を足さざるを得ない、そういう状況にございます。どのような対策を講じられるのかお話しください。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 議員ご質問の通称ハートロック、千尋岩へのルートなど、一日コースとなっているルートにおけるトイレについてですが、まず現状は、ルートに入る前に出発地点近くの公衆トイレや各宿においてトイレを済ませていただき、どうしても用を足したいという場合は、ルート周辺での屋外排せつで対応しております。

このことについては、昨年からの特に高齢者を中心とした利用者の増加により、小笠原エコツーリズム協議会のルール・ガイド制度部会においても検討課題となっております。また、国内で山岳地におけるトイレの問題は、大きな課題になっております。村では、ほかの事例も踏まえ、基本的には携帯トイレの利用を推奨していきたいと考えておりますが、そのための条件整理を今年度エコツーリズム協議会のルール・ガイド制度部会において検討したいと考えております。

具体的には、緊急時における救命道具や救急セットなどを入れた緊急ボックスをルート途中に試験的に設置する予定でありますが、それにあわせて、携帯トイレブース及び携帯トイレの販売などを検討し、利用者への周知、普及を図ってまいりたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） トイレが途中にないということは、特に女性の方々、ご婦人方にとっては深刻な問題であると思います。これがクリアされれば、どなたでも大自然を十分満喫していただけるものと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問です。空き家情報を通して、村は村民サービスの充実をできないかということでお尋ねいたします。

小笠原村では、不動産屋がなく、民間アパートに入居する際、個人の力では空き家を探すのは大変難しく、多くの人が苦労しているところであります。空き家情報の提供は、アパート経営者にとりましても、借りる側にとりましても、双方にメリットがあります。村民サービスの一環として、村が対応できないものかどうかお尋ねします。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 片股議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、村内にはアパート等を仲介する不動産業がございません。情報といしましては不足をしている現状であるというところは認識しているところでございます。

また、タウンページ等を確認いたしますと、アパートというところでの掲載件数が極めて少ないということもございます。これには経営者の方のご事情等もあろうかと思えます。村のサービスとして実施するかを含めまして、今後検討させていただきたいと思えます。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 慢性的な今、住宅不足に小笠原はございます。多くの人が苦勞しておりますので、少しでも村民の力になれるようお願いしたいと思えます。

次の質問に入ります。小笠原の戦跡をどのように保存し、守っていくのかという点についてお尋ねします。

民俗資料館及び資料整備についてです。民俗資料館の整備の考えはあるのでしょうか。また、文書などの歴史や戦跡資料を福祉センターの図書室にきちんと整理できないものかお尋ねします。

○議長（佐々木幸美君） 教育課長、佐々木君。

○教育課長（佐々木英樹君） 片股議員の資料館についてのご質問に答弁させていただきます。

現在、母島に村の郷土資料館でありますロース記念館が設置されており、民俗、歴史に関する資料が展示され、観光客に利用されております。父島においても、村設置の資料館があることは望ましいものと考えはありますが、既に東京都のビジターセンターが設置されており、歴史、民俗、交通など人文系、地形、地質、動植物などの自然系と総合的に幅広い分野の展示がされており、機能が果たされているものと認識しております。

福祉センターの図書室につきましては、これ以上の資料をおさめることは、手狭な状況で限界に来ております。また、貴重な資料も含まれているため、管理面での課題があります。現在、新たな資料収集を進める中、今後の資料整備につきましては、図書室とは切り離し、将来的には資料室的な形態での適正な整備を検討してまいりたいと考えております。

歴史、人文、自然などの資料収集につきましては、これまで同様、教育委員会事務局において閲覧をしていただきたいというふうに考えております。村民の方、観光客の方にも、お気軽にお越しいただけるよう関係機関への働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ありがとうございます。現在、川波静香さんという方の本で「父島『僕の軍隊時代』」という本が島内で販売されております。その帯のところに「世界自然

遺産に登録され、関心が高まる小笠原諸島であるが、戦跡やそのときそこにいた人たちの戦争の記憶もまた大切に守っていかなくてはならない遺産である」というふうに記されております。ぜひ充実した資料室ができるよう期待をしております。

次に、小笠原の戦跡、どのように保存し、守っていくのかにつきまして質問いたします。

小笠原は美しい景観が多く、観光客を引きつけております。戦跡も小笠原観光の重要な目玉の一つでございます。風雨にさらされ、ただ朽ち果てていく現状は余りに寂しく、ガイドさんや関係者との話し合いの中で、大切なもの、貴重と思われるもの、これはと思われるものについては、ぜひ支援をお願いしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 小笠原の戦跡を観光という視点でのご質問でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

父島、母島ともに、島内の至るところに戦跡が残されており、特に父島では、戦跡を専門とするガイドさんもいらっしゃいます。また、当時のそれぞれの部隊配置において、武器だけではなく、壕や建物跡などがどのような役割でどのように配置されていたかを、現地を歩きながら知ることができる場所は国内でもまれであると考えております。

ただ、その戦跡の多くが、現在は国立公園内や森林生態系保護地域内にあり、整理すべき課題が多いのも現状でございます。村としましては、戦史上の位置づけや戦跡周辺の自然保護上の重要度、観光利用のしやすさなどを検討しながら、戦跡フィールドの整備等を検討したいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 第3次総合計画の中に史跡・戦跡などの歴史フィールドの整備を進めるということがうたわれております。こうしたフィールドは、島内の子供たちにとりまして、直接目で見て、触れることができ、そして考えることができる貴重な体験学習の場にもなっております。それが保存を願う私の目的の一つでもあります。答弁の中で整理すべき課題が多いということでありましたけども、そうした教育的視点も考慮に入れまして、検討をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。QRコードを利用した小笠原の魅力発信についてお尋ねします。

QRコードを目にすることが増えてきましたが、小笠原を訪れる観光客のほとんどが携帯電話を持っていることを考えますと、観光情報の提供など、その利用価値は高いと考えます。今後も利用される機会が増えると思われるQRコードについて、本村における現在の

状況と今後の可能性についてお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） こちらもタイトルとしては小笠原の魅力発信ということで、私のほうで答弁させていただきますが、実際の利用の仕方としては、行政上の情報や福祉面などのいろいろな活用があるかと思っております。

まず、QRコードですが、1994年に民間会社により開発されましたが、読み取り機能を備えた携帯電話の普及に伴い、2005年以降、雑誌やパンフレット等の紙媒体に掲載されるようになりました。そのほとんどが当該紙面に係る携帯サイトのアドレス情報をQRコードに変換したものです。また、観光説明の看板や標識にQRコードを添付し、そこから情報入手を可能にしている事例もございます。

長いアドレスを手入力せずに携帯電話でのカメラにQRコードを写すだけで、携帯サイトを閲覧することができるため、利用者は気軽に必要な情報を入手することができます。また、情報発信側としても、閲覧される機会が多くなるので、双方にとってメリットがあり、ここまで普及が進んだものと思われれます。

ただ、QRコードを有効に活用するためには、利用する携帯電話に対応した携帯サイトを新規に制作するなどの必要がございます。なお、パソコン並みの機能を持つ携帯電話、いわゆるスマートホンであれば、村のホームページの閲覧をはじめ、ほとんどのインターネットサービスを受けることが可能となります。

村としましては、現在の従来型携帯電話からスマートホンに移行している状況を見ますと、改めて携帯サイトを立ち上げるということはず、今後のスマートホン普及状況と、また各種パンフレット等の改定時期等を勘案しながら、QRコードを取り入れていければと考えております。また、スマートホン利用者限定となりますが、村営バスのバス停にQRコードを添付し、村のホームページからバスの時刻表を取り込むような試みは検討してみたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 今の携帯電話は、社会の進歩といいましょうか、スマートホンに急速に移行しているということを新たに認識をしたところではありますが、今回のバス時刻表を取り込むという試み、これは入り口だろうと思っております。これを契機にして、村民サービスというものが広がっていくのではないかと期待しておりますし、同時にホームページの充実ということがさらに求められてくるのだらうと思います。

最後の質問になります。震災に備えての対策をお聞きます。

6点ほどございます。

1つ目、東南海地震では最大20メートルの津波が予測されております。対策について伺います。

2点目には、父島におけるヘリポートは、父島分遣隊にあり、海面とほとんど差のないところにあることから、震災によって使えなくなる可能性が非常に高いと思っております。対策について伺います。

3点目は、震災時には全国的に携帯電話が利用できなくなります。頼りになるのは防災無線ですが、管理は大丈夫なのか、まただれが利用できるのか、お話しください。

4点目は、震災時の救助、あるいは復興時に重機が必要となってきます。クレーン車、ダンプカー、チェーンソー等々、どこに何があるのか把握されているのでしょうか。また、有事の際にそれらを速やかに利活用できるよう、各企業と合意を得ておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

5番目に、役場の本庁の自家発電設備は、震災の際、真っ先に被害を受ける可能性が高いと考えます。高台に移動すべきであり、将来的には発電機よりも蓄電池方式に変えていくべきと思いますが、どうでしょう。

6点目は、職員の資質向上のため、被災地に職員を派遣し、さまざまなことを勉強してもらってもいいのではないかと考えます。

以上、答弁をお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 片股議員の震災に備えてというご質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、最初の最大20メートルの津波が予測されているところでの対策はということでございますが、国は本年3月31日に南海トラフの巨大地震モデル検討会におきまして、中間取りまとめをいたしました。あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波の想定というものが発表されております。

その中で小笠原村は、最大19.6メートルの津波の波高が想定されております。現在、国の中間取りまとめは、小笠原諸島のいずれかの場所に最大19.6メートルの波高が想定されるものでございまして、島、湾の形状ですとか、防波堤等による影響は考慮されておられません。このことについては、小笠原村に限らず、全国の市町村でも対応に苦慮しているところ

ろでございます。今後、国の中央防災会議におきまして、平成24年末から平成25年春ごろをめどに、被害想定や10メートルメッシュの浸水予測を発表するとされております。現在、村からも東京都に島、湾の形状、防波堤等による影響を考慮に入れた各地区における浸水予測を早急に調査をするよう要望いたしております。現在、とれます対策といたしましては、把握できる情報を意識し、これまでどおり安全に高台に村民の方を誘導することと考えております。

2点目のヘリポートですが、ヘリポートは、父島は大根山の海上自衛隊内、母島は島南部の中ノ平地区にございます。母島は高台にございますけれども、父島は自衛隊内の低地にございます。津波災害時には、第一に小・中学校グラウンド、次に高校グラウンドを考えてございます。

続きまして、携帯電話が利用できなくなると、それに対する対応でございますけれども、昨年3月11日の東日本大震災における津波の避難の際にも経験したことでございますが、携帯電話はふくそういたしまして、利用ができなくなります。村有の携帯電話につきましては、防災用・医療機関用の一部について、優先回線の設定を受け、緊急時の対応に充てることとしております。

防災無線につきましては、通常は父島は本庁舎、母島は支所から放送しておりますが、災害時には本部機能を、高台にございます父島は情報センター、母島は診療所に移動いたしまして、それぞれ放送を行うことになってございます。両施設とも非常用の発電機を備えてございます。また、放送につきましては、防災担当職員が行っております。

災害時の通信につきましては、固定系の防災無線のほか、移動局が父島に12台、母島に8台、衛星携帯電話が父島・母島にそれぞれ2台ございます。通常の携帯電話が父島には5台、母島には1台整備をしてございまして、本部と避難所の通信等に利用してございます。

続きまして、災害時の重機の確保というご質問でございますが、災害時の重機に関しましては、現在、災害発生時に高台のほうに移動していただくように小笠原村建設業協力会にお願いをしております。また、防災訓練にもご参加をいただき、重機の高台への移動訓練を行っております。平成23年7月1日に防災協定を結びまして、道路・橋梁の応急対策、倒壊建物の撤去等、協力をいただくことになっております。今後、重機を選定いたしまして、建設事業者の協力のもと、高台の重機置き場を設置していけるよう検討してまいります。

続きまして、村役場本庁舎の横にございます発電機の件でございます。役場庁舎の発電機

につきましては、台風災害等の停電用として整備をしておるものでございます。蓄電池式につきましては、蓄電池の耐用年数が7年程度ということで、設備の交換が比較的短い期間で必要となつてまいります。今後、設置場所や自然エネルギーの活用等も含めまして、費用対効果を検討しながら、最良の方式を採用していきたいと考えております。

最後に、被災地への職員の派遣はという質問でございました。これまで被災地への職員派遣につきましては二度実施をしております。今後につきましては、派遣可能な機会を確認の上、実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ありがとうございます。派遣された職員の経験ですね、これは個人の体験で終わらせては何の意味もないわけです。やはり職員全員がその体験を共有できて、初めて派遣された意義があるわけですので、そうしたことを踏まえまして行動してくれるよう要望したいと思います。

以上で質問を終わります。

◇ 一 木 重 夫 君

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 3番、一木重夫です。

まず最初に、自助と公助について質問をいたします。

ある元国会議員の政策集を見ていましたら、次のようなことが書いてありました。「昨今、生活保護がばらまかれ、子ども手当などのばらまきの政策がある。今、国民は、政府が何をしてくれるのかということを期待し過ぎている。これは行き過ぎたポピュリズム、衆愚政治につながるのではないか。はたまた、この行き過ぎた政策は、日本の政治の荒廃、はたまた国家の滅亡につながるのではないか」というふうに述べております。私も非常に同感する部分がございます。

また、村内でも、次のような声を私自身、実際によく耳にします。例えば「定期船が欠航したら、その損失を村が補償してくれ」とか、「政治が悪いから景気が悪いんだ」とか、あとは「旅行者が来ないのは村のせいだ」とか、それとこれは本当大変がっかりなんですけども、「旅行者がたくさん来て忙しくなったのは村のせいだ」と言われたこともあります。また、「議員の仕事は公共事業をとってこることだ。議員さん、もっと仕事をください

いよ」というような、非常に残念なんですけども、この村の中にも、自立とはかけ離れた他立的な思考と何でも村のせいにする責任転嫁の声を、残念ですけども、聞くことが多いです。

私は、このような村民からの声を聞くと、ジョン・F・ケネディの言葉をもじりまして、次のような趣旨のことをお話をします。ケネディの言葉をもじりまして、「小笠原村があなたのために何をしてくれるかではなく、あなたが小笠原村のために何ができるのかというのを聞きたい。また、小笠原村があなたのために何ができるのではなく、我々と一緒に村民の自由のために何ができるのか聞きたい」、このような趣旨のことを私はいつも言っております。

私は、このようなジョン・F・ケネディが言っているアクティブシチズンというものを、参加と責任を果たす市民を目指すべきであるというふうに考えております。海外ではアクティブシチズンを身につけるための教育がなされていると聞きます。このことについて、まず教育長の見解を伺います。

また、ある国会議員の言葉なんですけども、「自助・自立を基本としながら、困っている人がいれば、お互いに助け合う共助の精神を大切にし、さらには国が力強く支える公助がある」というふうに述べております。私は、この意見に全く賛同しておりまして、自助と共助では及ばないことを公助で支える小笠原村でありたいと考えております。このことについて村長の考えをお聞かせ願います。

2番目の小笠原諸島振興開発特別措置法、これは特措法と呼ばさせていただきます。それと、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、暫定法と呼ばさせていただきますけども、この2つの法律について伺います。

まず、特別措置法の総則についてでございます。総則は、第1条、最もこの法律の基本となる部分でございますけども、この総則について、この特措法は2つの柱から成っていると私は考えております。それはまず小笠原諸島の復帰、もう一つは小笠原諸島の特殊事情であります。総則にこの2つの大きな目的が書いてありますけども、この2つの事情によって、特措法が今現在は成り立っております。

しかし、前回の3年前の特措法延長の際、参議院の国土交通委員会で、ある国会議員から次のような指摘がございました。「復帰に伴い、いつまでアメリカの施政下の当時のことを引きずっているのか。この復帰というのが、僕はどうもひっかかる」、それに対しての金子大臣の答弁ですけども、「ハードだけでなく、ソフトの面でも支援していこうとい

う姿勢でありますので、本土復帰ということをひっかかるんじゃないかというご意見は、わからないでもない」というふうに金子大臣は述べております。

また、我々小笠原村議会が、特措法延長が決まった後に国土交通省の局長にあいさつに行ったときにも、その局長から「次の法延長では、『復帰』という言葉を残すのは難しいのではないか」というようなお話を伺いました。このことから、「復帰」という言葉の特措法の総則に残すことは、次期法延長の足かせになるのではないかという懸念を私は持っております。

誤解がないように申し添えたいのですが、「復帰」という施策をなくせということではございません。小笠原諸島の特殊事情の中に、「復帰」という言葉の施策ですね、戦中の強制疎開とか、戦後の米軍統治に伴う施策は必要だということは、特殊事情のところでも述べております。決して「復帰」という言葉を全く法律の中からなくすということではなくて、特殊事情の中に入っているのだから、あえて総則の一番目立つところに置かなくてもいいのではないかということでございます。

また、小笠原諸島の特殊事情の中には、日本の排他的経済水域の約3割を確保しているという点がございます。ここの部分を私はこれからの特措法の法延長の目玉にしていくべきではないかというふうに考えております。今まで特殊事情の中に埋もれていた国土保全の部分を、総則のもとと表舞台に昇格させて、国家、国民への貢献、役割を前面に出したほうが、法延長のとき物すごくインパクトがあるのではないかというふうに考えております。この点についてはいかがでしょうか。

また、特別措置法には基本方針がございます。幾つかばあつとあるんですけども、この基本方針を現在の小笠原の実情に応じて、この基本方針も変えていくべきではないかというふうに考えております。新たにメニューを創出し、また優先順位を変更し、またハードからソフトへ転換していくような基本方針に変えていくべきではないでしょうか。

具体的には、例えば航空路に関する事項を新たに基本事項として、基本方針に取り入れてはどうでしょうか。今までですと、基本方針の第3号の部分の道路・港湾等の交通施設、この中に航空路のことが入っていました。そうではなくて、小笠原村の今一番の課題は航空路なのだから、これを表にもっとばあんと出してほしいと思います。

また、今、住宅問題が小笠原の緊急の課題になっていることをかんがみますと、住宅に関する事項も独立させてはどうでしょうか。また、世界自然遺産の登録に伴って、自然環境の保全と観光振興の優先順位を上げてはいかがでしょうか。また、自然科学研究の振興に

関する事項を新たに取り入れてはいかがでしょうか。また、国土保全に関する事項、南鳥島や沖ノ鳥島の利活用について、これも独立して、基本事項に入れてはどうでしょうか。また、再生可能エネルギーの普及促進に関する事項も新たに基本方針に取り入れてはいかがでしょうか。

また、この基本方針に基づいて、これも小笠原の事情に応じて、各それぞれの条文、または附則の部分に次の事項を新たに取り入れてはどうでしょうか。

まず、1つ目としては、外国人旅行者来訪の促進でございます。これは小笠原諸島の今の観光資源、これを考えると、外国人旅行者の誘致というのが今後の課題になるのではないかとすることは、今までも議会の中でさんざん提言をしております。

また、2番目として、通訳案内士法の特例の事項を設けてはどうでしょうか。これは何でこういう法律があるのか、よくわからない部分があるんですけども、通訳案内士法では、有償で外国人をガイドができません。これをすると法律違反になるというんですけども、これは実態に余り即していないのではないかなと思うところがあります。沖縄の特措法でも、通訳案内士法の特例を設けてございます。

また、海外における宣伝等の措置として、日本政府観光局の宣伝努力義務を明記してはどうでしょうか。

4番目として、地方税の不均一課税の免除をしてはいかがでしょうか。これも前に議会で提案をしておりますけども、全国の離島の中でこの制度がないのは小笠原諸島だけです。奄美の特措法でも、沖縄の特措法でも、離島振興法でも規定されているんですけども、なぜか小笠原の特措法にだけはございません。この課税の免除で固定資産税や不動産取得税等を免除して、より振興開発が進むような体制をとってはいかがでしょうか。

5番目として、軽油引取税の軽減です。6番目の石油精製品に係る消費税の免除もあわせて行っってはどうか。これは小笠原諸島は日本一ガソリンが高いということ、特別な事情がありますので、この辺の軽減なり、免除があってもいいのではないのでしょうか。

また、7番目として、観光振興のための免税、8番目としては、税関や出入国管理を機動的に行う体制の整備ということ、今後の外国籍クルーズ船への対応をにらんで、このような規定を検討してみてもいかがでしょうか。

9番目としては、医療の充実についての配慮、今、特措法で規定されていますけども、ここに医療機器の充実を加えてはどうでしょうか。現在の特措法を見ますと、医師の派遣と確保等、医師という人の部分についての明記はあるんですけども、物に対しての規定がな

かったので、このようなことを検討してみてはいかがでしょうか。

10番目として、基金の創設がございます。基金を創設して、複数年度事業の実現ができるようにしてはいかがでしょうか。これは特に小笠原の中では、自然環境保全に従事する業者さん、あるいはNPO団体から要望がございました。村議会としても、参議院の環境委員会にこのように国の事業が複数年度事業でできるような要望の活動をしたことがございます。

11番目として、審議会の委員に都議会の議長を加えてはいかがでしょうか。これはやはり地方自治体というのは二元代表制でありますので、都知事を呼ぶなら、都議会の議長も呼ぶのは当然の話かなと思っております。また、沖縄の特別措置法を見ましても、奄美の特別措置法を見ましても、県議会議長が委員になるというふうに明確に規定をしてございます。

12番目として、遺骨収容の推進、これを関係省庁の協力関係を明記してはいかがでしょうか。

13番目として、所有者不明の土地に関する措置の規定をしてはどうでしょうか。これは法律の性格からして、特措法ではなく、暫定法の部分だというふうに思います。小笠原では、不在地主の土地の問題があります。この議会でもこれまで何度となく議論されている問題ですけれども、暫定法の中でこの土地問題の解決に向けた条文もしくは附則を追加してはどうでしょうか。沖縄の特措法では、附則として明記されてございます。

最後に、14番目の特別賃借権の土地の問題の解決も、暫定法にきちんと明記をして、この土地問題の解決に向けて、国がちゃんとやっていくんだという意志を明記してはいかがでしょうか。

このようにたくさん私のほうで政策提言をさせていただきましたけれども、村民が主体となって提言をし、責任を持って、新しい特措法と暫定法をつくっていくべきではないかというふうに私は考えておりますけれども、村長のお考えをお聞かせ願います。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 一木議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、第1問で自助と共助、それで及ばないことについては公助で支える小笠原村ということはどう思うかというご質問でございました。大変重いテーマのご質問をいただきました。意に沿うか沿わないか、ちょっとわからないのですが、私なりの考えを答弁させてい

ただきたいと思います。

国でいえば、公助の究極、最たるものが、一つは生活保護であると思います。昨今、大変マスコミ的にも話題になっておりますが、大阪の橋下市長が大変発信力のある方で、生活保護の問題ですと、マスコミ的にも大阪が取り上げられるのですが、生活保護の受け取りをした後、そのままパチンコ屋に走るという姿が放映されたりしております。このことは本来のあり方とはかけ離れているんだなというふうに思います。

しかしながら、このことを強調する余り、本来生活保護を受けなければ生活できない方が、生活保護の受給に対して大変つらい思いをするとか、そういうことはまたあってはならないことだと思います。かように一本議員の言葉で言うとか、ばらまきということの考え方というのは、公平性のあるものと、そうでないものとか、いろいろな考え方があると思いますが、本村に関して私が村づくりのあり方ということで考えているものについて、ちょっとご披瀝をさせていただきたいと思います。

私は2期目の選挙の際、このようなことを主張して、立候補させていただきました。豊かな自然の中で、人を思いやる心をはぐくみ、心豊かに暮らせる村を目指すということでございます。本村は、昭和54年に村制が確立いたしました。返還が昭和43年でございまして、11年の歳月が流れているわけでございます。昭和47年4月に定期航路が開設されて、それまでは旧島民、もしくは復興のための工事関係者、それからそのための公務員以外の方は入ってこれなかったわけですが、定期航路が開設されて、日本国民であれば、だれでも小笠原に住居を構えて住むこともできるようになったわけでございます。

そんなところから、村制を確立した際に、基本理念を2つ持っております。その基本理念の一つの中に自主・自立性の確立ということをやっております。当時、やはり復興が始まりまして、これからこの島では自立と自主ということを村民の皆さんに持っていただくことが大事だということがその意味合いだったと思います。私は、改めてそのことをきちんと受けとめて、これからの村づくりをしていかなければならないというふうに思っています。

ですから、「心豊かに」ということは、助け合ったり、分かち合ったり、そういうことを教育していくことから、皆さんにそういう気持ちを持っていただく。それが共助につながっていくことだと思っています。ですから、何か「心豊かに」といいますと、漠としていられるかも知れませんが、私はこのことこそが肝要なことだというふうに思っています。このことが共助につながり、そして公助というところに気持ちの上ではなってい

くのだと思います。あとは私どもが行政の中でどういうふうにそれを確立していくかというところでございます。

私の行政施策の中では、公助という中では、皆さんに大変今もご心配をおかけしておりますが、複合施設、入所施設の開設というのは、そういう意味では小笠原の強制疎開から返還になった小笠原の歴史の中では、ここで最後を全うしていただくようなすべをつくりたいということは、そういう精神からだというふうに受けとめていただければ幸いです。

引き続きまして、特別措置法についてのご質問がございました。まず、奄美群島の特別措置法との比較になりますけれども、奄美法においては、今からおよそ10年前、奄美が本土復帰し、50年が経過した法改正の時期に、奄美法の目的規定から、「復帰に伴い」という一節を削除しております。

一木議員のご質問にありました「復帰」削除の理由としましては、節目の復帰から50年ということもあったようですし、また社会基盤の整備において、一定の成果が上がってきたことから、復帰に伴う不利性の克服という従来の政策に一定の区切りをつけ、新たに奄美の特性を優位性にとらえ直して、奄美の魅力を増進していくために、目的を方向転換したものであるというふうに考えております。

一方、私ども小笠原諸島についてでございますが、奄美より本土への復帰が15年遅いことに加えて、強制疎開を経験した旧島民の帰島促進が十分に済んでいないことや、いまだに航空路の開設等も実現していないことなどから、奄美とは異なる部分も多いわけでございます。

こうしたことから、私としては、帰島促進などの特別な措置は引き続き講じていく必要があると思っています。帰島促進が復帰とイコールではないと。やはりある程度の時がたってくれば、帰島促進ということについては、当然のことながら見直しが必要だと考えています。しかしながら、ほかと違う一番の大きなところは強制疎開だと思っているんです。人が一時期、島を離れて住んでいなかったわけですから、ほかのところの復帰とは、この大きな違い、それを国や東京都の皆さんとお話ししていても私は感じるんです。

ですから、小笠原諸島も返還後45周年を迎えて、奄美のように新たな目的というものも出てきて当然でございます。小笠原諸島のこれまでの歴史的経緯を踏まえて、特別措置として、法的に支援する必然性というものをかんがみますと、まだ小笠原においては、私は「復帰に伴い」という一節は残すべきだというふうに考えております。

以上から、これらの法律を所管する国土交通省といろいろの意見交換をこれから行っていくことになっていきますが、「復帰に伴い」という言葉が法延長の足かせになるとは、私自身は考えておりません。むしろこれを今は強調するべきだというふうに考えているところでございます。

次に、国土保全の役割を特別措置法の総則に昇格させてはどうかというご質問がございました。今国会の会期中の上程・成立を予定しております改正離島振興法の中では、その大綱に法律の目的として、離島の国家的・国民的役割の一層の明確化を盛り込むと書かれております。これは離島振興施策を国が実施する国の責務を明らかにしたものであります。一木議員がおっしゃる国土保全の役割ということは、まさに小笠原諸島の重要な国家的役割でありますから、改正離島振興法に準じるというよりも、小笠原諸島の法律であれば何さらのこと、独自にそのことをきちんと主張してまいりたいと。

それから、先ほど種々、大変傾聴に値するご提言をいただいたと思います。法律の読み込みを一生懸命やられておることにも敬意を表します。何せこれから延長法については具体的な運びになりますので、いただいたご提言等も整理整頓させていただきながら臨んでいきたいと、かように考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 教育長、伊藤君。

○教育長（伊藤直樹君） 自助と公助にかかわる一木議員の憂いは、私も全く同じです。少子高齢化や価値観の多様化が進む中で、本来、地域や家庭が持っていた共助の機能が低下し、介護や青少年の健全育成、地域の安全やまちづくりなど、さまざまな分野で多くの問題が生じています。

義務教育では、9年間にわたって、自立と協力、協働の精神を育成しますが、特に中学校では何でもかんでも先生に頼るということのないよう、自分で考え、自分で工夫させ、問題を解決するように仕向けています。この状態を複数で考えさせ、取り組ませることが、協働・共助の育成となります。自立できない人間が幾ら集まっても、そこに共助は生まれません。詳しくお話しすると長くなりますので、省略しますが、学校では、自立心の育成を重視し、あらゆる場面で自立に向けた指導を行い、その成果を確実に上げていると感じています。

問題は、子供たちを受け入れる社会に自助・共助の意識が薄いということです。この解決策として、東京都では、平成10年より道徳授業地区公開講座を始めました。平成12年からは「心の東京革命」の一環として位置づけ、広く都民に公開することを重視しています。

これは言うまでもなく、大人の意識にこそ問題があるとし、学校の道徳授業を受けさせ、考えさせる機会にしたいというねらいがあるからです。学校は、人を集める工夫など、いろいろ努力していますが、残念ながら関心は薄く、足を運んでくれる保護者、地域の方々は極めて少ない状態です。そのため、ここには大きな期待はできませんが、続けていくことが重要ととらえています。時間はかかるかもしれませんが、学校教育の中で自立に向けた取り組みをあきらめずに継続していくことこそが、国民の意識の改革に確実につながっていくものと考えています。

公助については、ここが手厚くなってしまうと、どうしてもそれに甘え、自助・共助の意識が弱くなってしまいます。過保護な育ち方をした子供がなかなか自立できないことと一緒にだと思います。本当に行き詰まったときの最後の助けと考え、公助という言葉はふだんは忘れていただき、そこに頼らない生活をしてほしいなと私は思っています。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 企画政策室長、湯村君。

○総務課企画政策室長（湯村義夫君） 一木議員のご質問に答弁いたします。

法改正を進めていく中で、ご指摘のような項目を実情に応じ新たに取り入れたり、項目立てを変更したりすべきというご意見かと思います。

まず、幾つかの個別に関しましてお答えいたしますと、現在改正に向けた離島振興法の中には、再生可能エネルギー導入に関する支援という項目が新たに盛り込まれる予定であります。そうしたことから、再生可能エネルギーに関する項目は、小笠原にも新たに盛り込まれる可能性は十分にあるのではないかと考えております。

また、世界自然遺産登録は、小笠原村の歴史の中でも非常に大きな出来事であり、これからは自然環境の保全と利用の両立を図っていくということは、世界遺産の島として、大命題になってまいります。そのため、自然環境の保全と利用という事項の優先順位を上げるということは、だれにでも理解されやすい議題だと思いますので、改正の中で検討されることになろうかと思います。

その他、一木議員からご提案のありました多数の新たな事項等につきましては、小笠原の実情に応じた必要な施策という面ではごもっともなご指摘であり、同感いたすところでございます。ただ、法律全体のバランス、また同様の条件、不利地域振興法との関係などもございますので、必要性は理解されずとも、一概にすべての事項を加えていくということは難しい点もあろうかと思います。今後は、個々の項目について検討するとともに、

国土交通省と情報交換を行いながら、改正内容を検討していきたいというふうに考えております。

◇ 鯰 江 満 君

○議長（佐々木幸美君） 鯰江 満君。

○4番（鯰江 満君） 4番、鯰江 満です。

初めに、河川の管理について質問いたします。

小笠原村の父島と母島の川は、そのほとんどが雨天時にわき水程度の雨水しか流れていない川です。島全部の河川について調査を行ってはいませんが、大きい川としては、全長1キロほどの父島小港に河口がある八ツ瀬川、乾季にもかれずに良質な地下水が流れている母島北村の衣館川です。そして、村民が生活を営んでいる住宅地付近を流れる川としては、父島では大村川、清瀬川、奥村川、母島は大谷川です。これらの川では、村民が近くで居住していることにより、ビニール袋などのごみが目立つこともあります。

しかし、夏場など、時折悪臭が漂い、時には酸欠によるであろう魚が死ぬこともある川が、父島西町の大村川です。西町の住民は、これまで小笠原支庁に対し、苦情と改善を要望してきており、それにこたえるように小笠原支庁は、浚渫工事が行われた昭和58年より4回程度の清掃を行っております。大村海岸の河口付近での砂の堆積により、水が滞留していることと、川の勾配に原因があると思われますが、村内の河川管理について村は今後どのような対策を行っていくのか、考えをお伺いします。

次に、小笠原諸島振興開発特別措置法の延長についてを質問いたします。

小笠原諸島振興開発特別措置法が約2年ほどで切れます。法の延長を要望するとともに、法律の改正についても検討を進める時期に来ております。私は、小笠原村が遠隔離島であるからこそ、災害を含めた有事のときのエネルギーと食料の確保が最重要と考えております。ついては、本法律の延長と改正を検討していく中で、島内のエネルギーと食料の確保についての施策を国策として加えていただく必要があると考えますが、村の考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 鯰江副議長のご質問に答弁をさせていただきます。

2点のご質問をいただきました。

まず、特別措置法に関するご質問について答弁をさせていただきます。

小笠原村は、本土から約1,000キロに位置をしており、その隔絶性は国内でも類を見ないほど突出しております。また、東日本大震災のような大津波により一たび被災し、港湾施設などが使えなくなった場合には、滑走路もないことから、空路による支援も望めないため、長期にわたり救援物資の支給さえままならない孤立無援の状況が続く可能性もございます。

そのため、再生可能エネルギーの活用を図るとともに、農業生産の拡大及び地産地消を進め、エネルギーと食料の島内自給率を高めていくということは、有事の際に重要なことになると考えております。今年度末に期限が切れます離島振興法においては、与野党間での協力のもと、議員立法として、今国会中に改正法案の成立を目指し、議論が進められておりますが、その中で離島における再生可能エネルギーの導入に対する支援ということが法律の条文に盛り込まれる予定というふうに伺っております。離島の性格を踏まえて、離島における再生可能エネルギーの導入の必要性が認識されつつあるという動きだというふうに思われますので、私どもの特別措置法についても、同様の内容の法律を盛り込めるよう働きかけていきたいと、このように思っています。

一方で、食料の安定確保等につきましては、現在も特別措置法に基づく振興開発事業におきまして、農業生産の増大を図るため、圃場整備や施設整備、病虫害駆除などの各施策が講じられているところでございますが、産業振興という観点からの政策でございます。有事の際の食料確保という観点ではございません。

島内での食料自給率を高めるなど、多くの課題があることから、食料につきましても、ある程度の災害備蓄を用意しつつも、本土からの支援に頼らざるを得ないという判断もあるかと思っておりますので、振興法の中でこれらをどのように評価をさせていくかということにつきましては、今後の調査研究課題とさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

いずれにしても、特別措置法の延長・改正に当たりましては、ご指摘もいただいたように、小笠原村民にとって有益なものになるよう、皆様方と協力、ご審議いただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、最初にご質問いただきました河川につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課副参事、篠田君。

○建設水道課副参事（篠田千鶴男君） 河川管理について答弁させていただきます。

小笠原の河川は、東京都と小笠原村で所管しています。東京都が所管している河川は、ご質問にあった砂防河川大村川をはじめ、父島では二級河川の八ツ瀬川、砂防河川の奥村川、吹上川、時雨川、長谷川があります。母島では、砂防河川大谷川と鉄砲沢であります。なお、小笠原村が所管している河川は、準用河川清瀬川やオバナ川、衣館川などの普通河川、青道などは小笠原村が管理しております。

副議長ご指摘のとおり、支庁、警察の前の大村川は、夏の時期など河川が閉塞し、雨が降らず、水の流れがないときなど、悪臭などの苦情が地域住民から村にも寄せられております。支庁にお伺いしたところ、河川から総合事務所までは平成21年度から23年度にかけて、ヘドロの浚渫作業を行ったとのことでした。また、年間を通じて、河川閉塞の切り開き作業などの日常管理を行っているとのことでした。

村としましては、支庁に対し今後も引き続き日常の適正な管理をお願いするとともに、悪臭を発生させないよう何らかの対策について検討していただけるよう関係者と調整を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 鯨江 満君。

○4番（鯨江 満君） 1週間ほど前なんですけど、NHKのお昼のクイズ番組で、これは村民の方もかなり見ていたのではないかと思いますのですが、出場者の中で、ダイビングが趣味で、世界100カ所以上の海で潜った経験をお持ちの女性の出場者がいたわけです。あらかじめ個人の調査というか、そういう応募の中に書いてあったんでしょうね。アナウンサーが彼女を紹介してから、「では、どこの海が一番美しかったですか」と聞いたわけです。その女性は「小笠原です。イルカとも会いました」と答えていたわけです。私にとっては答えてくれました。

石原都知事や多くの方々が小笠原の海は世界で一番美しいと日ごろから私は聞いていましたが、何せ見聞の狭い私は、そこまで本当に美しいのかなと疑心暗鬼でいたわけです。やはり全く知らない方がふっと、100カ所ですからね、何と云ったって、世界の100カ所を潜っている方です。そういう方が小笠原が一番きれいだと言ってくれているわけです。やはり私たちの住む小笠原は世界で一番美しい海に囲まれた島だということを私は確証いたしました。

しかし、海は世界で一番美しいのかもしれないですけども、川は臭いではどうでしょうか。

ちょっとバランスがとれないというか、おかしいですよ、よいはずがないわけです。大村川は、大村海岸の西側に河口があります。河口の前の海には、赤や黄色のサンゴ礁が広がり、色とりどりの熱帯魚が泳いでいましたが、最近では、サンゴが死んで、魚もいなくなり、サンゴの痕跡が付着した黒い石だけが残っているような状態です。そして、このように変わってしまったのは、河口付近のみならず、大村海岸の海全域にも言えることです。もし大村川の滞留したヘドロ入りの水に原因が若干なりともあるとしたら、このまま放置していたら、大村海岸付近だけではなくて、二見湾までもがいずれは死んでしまう可能性があると思えます。この大村川の滞留したヘドロ入りの川は、周辺住民のみならず、海の生態系にも悪影響を及ぼしております。また、その可能性があるわけです。

問題解決の暫定的な措置としては、先ほど参事がおっしゃっていましたが、河口砂の除去と川底の清掃を頻繁かつ定期的に行い、抜本的には河川全体の勾配や構造の見直し調査を行い、改修工事、その他工事などによる改善を村から東京都に要望していただきたい。

また、それ以外、当然、父島も母島も全部の川ですが、清掃を含め、大村川と同様に河川全体の見直しを行い、問題がある場合は、適切な対策と改善を実施していただきたい。小笠原はいいところですから、川をきれいにしなければいけないと思います。大村海岸の海にサンゴと熱帯魚が戻ってくることを私は期待して、次の質問にしたいと思います。

次は振特法のことです。国策として、小笠原に再生可能エネルギーの必要性が認められ、同法に盛り込まれたとして、村としてはどのような再生可能エネルギーが適していると思われるか、また今後具体的な何らかの施策を考えているのでしょうか、お伺いします。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 鯉江議員の質問にお答えいたします。

質問の趣旨としましては、小笠原村において再生可能エネルギーが何が適しているかと、また今後の具体的な政策ということだと思います。それについて、小笠原村において具体的に導入可能性が高いものとしましては、既に実績があります太陽光が最有力かと思われます。今後の技術開発等を見据えて、その他の潮流、波力等の海洋エネルギーについてもアンテナを高くして、情報収集をしていく必要があるかと思います。

なお、東日本大震災以降、全国的にもエネルギーの関心は高まっております。小笠原村においても今後どうしていくのかという部分では、防災の視点からも極めて重要な課題であると考えております。

なお、今年度、国土交通省において、小笠原諸島に即応した再生可能エネルギーの活用方

策に関する調査を実施していただけると聞いております。小笠原において現実的に導入可能なものは何か、また導入効果なども含めて、具体的なアクションプランも検討するということです。この調査結果も踏まえて、新たな公共施設には太陽光システムを設置するという従来の村の施策から、さらに一步踏み込んだ施策を、特別措置法の次期5カ年計画の中に講じられるよう検討していきたいと考えております。その後押しのために特別措置法にも国の支援を明記できますよう要望していきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） この一般質問の中で先ほど私は「小笠原村が遠隔離島であるからこそ、災害を含めた有事のときのエネルギーと食料の確保が最重要と考えております」と発言しております。また、3月の一般質問の中でも「小笠原が災害などで孤立するような状況に置かれようとも、村民に最低限の生活が営める食料を配れることが可能となる備えをお願いしたいと考えております」と1次産業に従事する村民に呼びかけをしております。

エネルギーですが、やはり食料が非常に私は重要だと思っていますが、エネルギーと食料を島内で確保する、これは最終的な備えです。実現するには、長い時間と財源が必要だと思います。現在の村の現状では、とても不可能で夢物語にすぎないと考えます。

しかし、国が小笠原の将来を考えて、エネルギーと食料の自給自足を同法に加えていただければ、またそのような方向を出していただければ、小笠原に明るい未来が約束されたと言っても過言ではないと思います。これこそ村長が言うところの成長から成熟だと私は考えます。

夢物語に終わらぬように、法延長に向けて、村長をはじめ執行部の努力を期待するとともに、一議員として、ともに努力を惜しまぬことをお約束して、私の質問を終えます。

○議長（佐々木幸美君） それでは、暫時休憩をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

午後2時からということですのでよろしくお願いします。

（午前11時36分）

○議長（佐々木幸美君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

（午後2時）

○議長（佐々木幸美君） 村長より発言を求められておりますので、これを許します。

森下村長。

○村長（森下一男君） 午前中、一木議員の一般質問の中の私の答弁に誤解を招きかねない表現がございましたので、改めておわびと訂正をさせていただきます。

一木議員の特別措置法の中の答弁で、私が昭和47年4月から椿丸が定期航路となったゆえに、日本国民ならだれでも住所をここに移せると、持てるという趣旨の答弁をいたしました。日本国民、日本国籍を持っている方だけではなくて、それ以外の方もここに来れると、住所を持てるということでございましたので、改めて訂正をさせていただき、誤解を招く表現をいたしたとおわびを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） ありがとうございました。

◇ 高 橋 研 史 君

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 1番、高橋研史でございます。今回は2点質問をさせていただきます。まず、1点目です。村の広報体制について。

5月28日、NHKのニュースにて、小笠原観光客数の抑制で自然保護対策との報道がなされました。

この内容を要約しますと、1点目に、世界遺産の島に一度に大量の観光客が訪れると外来種が持ち込まれるおそれが高まるので、小笠原村などでは定期船の定員を30%減らし、観光客数を抑制すると。

2点目に、世界自然遺産登録以来、定期船の乗客数は1.7倍に増え、外来種持ち込み、植物の踏み荒らしのおそれが高まっている。

3点目として、このため村や船会社などが協議した結果、観光客抑制の必要から、6月1日から定期船の定員を30%ほど減らすことになったとの3段構成の後に、具体的には苦情の出ていた2等船室の定員を減らし、定員が763名に減ることになるという内容でありました。

そもそも2段目で言う村や船会社などの協議の実態は、2等船室の居住性に関する検討であり、小笠原海運より投げかけられ、少なからずもこれに村民が参加し、小笠原海運に対

して意見を提出した経緯がございます。このたびのNHKの報道にありましては、議論の前提が外来種対策と全く別のものであり、議論に参加した村民からも疑問の声が上がっております。

したがって、このような報道がなされた経緯について、まず説明を求めます。

次に、2点目の返還記念日についてでございます。

私、題名に「返還記念日」という言葉を使いましたが、そもそも返還記念日という言葉自体にも、これを使うことが適切かどうかというちょっと疑問もあるんですけれども、それは再質問のほうでさせていただきまして、まずご質問いたします。

小笠原諸島は、今年も6月26日に44回目の返還記念日を迎えようとしております。小笠原が返還記念を迎えるたびに、返還後の年月を重ねることと同様、島に住む私たちも年を重ねてまいります。近年では、新島民と言われる、私もそうなんですけれども、新たな住民の移住により、旧島民、新島民の構成も大きく変化しております。

言うまでもなく小笠原諸島の祖国への復帰は、昭和43年6月26日のアメリカ合衆国からの返還で、この地に主権を取り戻したことにより、遂げられたわけであります。今年も、あと2週間もいたしますと、返還記念を迎えようとしております。これまで43回のこの日を重ね、さらには半世紀が経過しようというこの機に、また旧島民としてのお立場をお持ちになる村長在任中に、今後の返還記念日のあり方について検討を始めるべきときではないかとの考えに基づき、質問をさせていただき所存であります。

森下村長におかれましては、旧島民というお立場で、また6月26日には特段の思いを持ち、返還式典等においては実行委員長としてご苦勞をされてこられたことと存じますが、まず村長の返還記念日に対する思いをお聞かせください。

再質問にありましては、自席においてさせていただきます。お願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 高橋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

1点目に、NHKの報道に関するご質問がございました。中身につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。広報につきまして、担当しております担当課長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、返還記念日ということでご質問がございました。返還記念日につきましては私のご答弁をさせていただきます。

私も毎年、返還記念を迎えますと思うところがたくさんございます。小笠原諸島が返還

されました昭和43年6月26日には、20有余年閉じられていた小笠原の歴史が再び開かれた日、またこれまでと違った新たな歴史がスタートした日であったと感じております。時の経過とともに、小笠原の返還の歴史を知らない方が多く住むようになったことから、返還の持つ意味を気づき、振り返っていただきたいと思い、母島同様、父島においても返還祭を毎年実施するようにしてまいりました。返還の意味を感じていただくことによって、新たな村づくりのステップにも参加していただけるという思いからでございます。

しかしながら、返還されたにもかかわらず、いまだ1万余柱の遺骨が眠り、旧島民の帰島がかなわない硫黄島の存在も忘れることはできません。また、旧島民の多くの方々が故郷に帰島することを夢に見ながら他界されている方もございます。そのようなことから、私は村政確立以来、基本理念としております互助と連帯感の醸成ということを果たしていくためにも、村民の皆様に返還記念日の持つ意味を理解していただくことが大事なことであり、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 高橋議員、1点目の村の広報体制につきましてご説明をさせていただきます。

5月28日にNHKで自然保護対策を趣旨としたおがさわら丸の定員抑制の報道がございました。村からの情報は、あくまでも今後の中長期的な観光対策として、小笠原海運が決定したことをご説明しております。その後、これまでの取材等も含めまして、報道原稿ができ上がったようです。報道後に担当記者に確認をいたしましたところ、記者も報道原稿を編集サイドにおさめた後は、編集サイドで切り張りした結果として、今回の内容になってしまったとのことでした。

いずれにしても、おがさわら丸2等定員の削減につきましては、村や関係団体の意見も踏まえ、小笠原海運が乗船客への居住性向上を趣旨とした実施を決定しております。村からは1便当たりの乗船上限は減ったとしても、トータルの観光客数を維持していくために、今年度下半期の運航スケジュールでは、3月の着発運航を提案し、小笠原海運としても認めていただいております。したがって、この内容に自然保護対策から定員の削減を行ったということではございません。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1 番（高橋研史君） それでは、1 点目の広報について再質問させていただきます。

ただいま総務課長のほうから答弁がございました。再確認をいたしたいと思います。結果的にNHKの報道は、定員を削減した理由において、若干事実とは異なる報道がなされてしまったという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 認識の違いと、それから報道のポイントをどこに置いたかということの違いであると認識をさせていただきます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1 番（高橋研史君） わかりました。それでは、今回の報道については、NHKのほうで若干のこちらの情報との食い違いがあったということで、報道をご覧になりました皆さん、村民の皆さんにもご理解をいただきたいと思います。

この報道を受け、小笠原とかかわりのあります国をはじめ、東京都等の各機関においても、いきなりああいう報道ですから、大変驚いたことと思います。私も、どのような反応があって、村のほうも火消しというか、説明にかなり苦労したとは思いますが、そのところの手当てはやっていただいたのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） まず、国でございますが、国土交通省、それから東京都におきましては自然環境部のほうから問い合わせをいただいております。先ほどご説明いたしました趣旨の説明をいたしまして、ご理解をいただいております。また、NHKに対しましても、事のいきさつの説明を受け、今後の報道につきましては十分気をつけていただくよう申し入れをいたしております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1 番（高橋研史君） 事後の対策もなされたということで確認いたしました。

それでは、広報に対する一般的な体制の確認をさせてください。

まず、一般的な村の広報の担当者並びにそれにかかわる責任者はどちらがなさっているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 一般的な広報の担当ということで申し上げますと、総務課の総務系の職員が担当ということになってございます。また、責任者につきましては、総務課長が責任者ということになります。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） それでは、実際の広報業務について、例えばいわゆる投げ込みと言われる、こちらからマスコミに対する情報の提供、広報活動、それと一般的に常にあると思うんですけども、各社いろいろなマスコミからの問い合わせに対する対応、これらの通常の対応はどのようななさっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） まず、村からの情報提供という形でございますけれども、東京都の広報媒体を利用する方法を一般的に行っております。また、外部からの取材に対しましては、総務課経由で担当課に対応してもらうという方法をとっております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 大事な広報、こちらからの情報を投げ入れるということにおいては、東京都、あそこは広報課というのがありますね、それを通してやっているということで、そういう手続というか、そういうルートでありますと、間違いがない、こちらからの情報発信はできるかと思います。今回、それによらないような形ではあったと思うんですけども、今回このような事例になりましたことをもとに、今後、村の広報、これのあり方に対する村のほうとしての考え方を最後にお聞かせください。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 村といたしましては、今回のような間違った認識による報道がないよう、マスコミ対応につきましては十分注意を払ってまいりたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） ぜひともですね、広報というのは、こちらからの情報が正しく伝わるか伝わらないかによって、今回のように大変な結果を生みますので、今後も広報に関しては十分注意を払ってお願いしたいと思います。

引き続き、返還記念日について再質問させていただきます。

返還記念日に行われます、詳しくは返還記念日前後ですね、返還祭、これは父島・母島、両島やっております。それと、節目節目に式典というものも村で行っております。ちょっとこのところの整理を含めて、これまでの実施の経緯を含めて、説明をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 返還祭、また式典につきましてのご質問でございます。

まず、父島の返還祭につきましては、返還翌年、1周年から10周年まで毎年行われておりました。その後は5年ごとに式典とあわせて実施をされてございます。また、父島の返還祭につきましては、先ほど村長のほうからのご答弁ございましたけれども、平成16年から毎年実施するようになっております。

母島の返還祭につきましては、母島のほうの整備が約5年遅れたということで、村民の方が生活し始めた翌年、ですから6年目から毎年返還祭のほうは実施をされておりました、今年で39回目という状況でございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 大体5年ごとに大きな節目というか、大きな節目は10年ごとに来るんでしょうけれども、5年ごとにやはり式典というものを実施していると思うんですけども、来年は45周年になります。45周年についても式典をなさるのか。それと、今後もやはり5年、5年というのはめぐってまいります。それも含めて実施する計画であるか、ちょっとお聞かせください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 今、高橋議員からご質問にありましたように、5年ごとに記念の式典を過去やってまいりました。ちょうど午前中も議論になりました、今後もなっていくのでしょうが、特別措置法が大体5年ということで、それに大体波長を合わせたような形で来ていたんだと思います。

私としては、まずご質問の今度の45周年につきましては、式典は従来どおり来賓の方をお招きして挙行したいと、このように思っております。それに付随する返還祭でございますが、過去は5年ごとにいろいろなことを大がかりにやってまいりましたが、45周年につきましては、まず式典ということに絞って開催をしたいと、このように考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 式典なんですけれども、まことに申しわけありません。事前の打ち合わせ段階にもない質問かもしれませんが、村はこの式典について、何周年返還記念式典というたしか言葉を使って、返還記念式典と、「返還記念」という言葉ですね、この4文字、「返還記念」、これはどういう経緯でこの「返還記念」という言葉を使うようになったか、わかる方はいらっしゃいますか。もし経緯がわかる方がいらっしゃいましたらお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） すみません、私も経緯はちょっとわからないのですが、返還記念日という言い方は、やはり6月26日にしておりましたので、非常にストレートにといいいますか、そんなもので記念式典というふうにやってきたのではないかというふうに思っております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） すみません、突然の質問で、お答えありがとうございました。私、この質問を考える中で、どうも自分の考えの中に何かもやもやはっきりしないものがありまして、ちょっとこれから質問を通してご説明しようと思うんですけれども、例えば沖縄、あるいは奄美群島にあっても、小笠原の返還と同じような経緯をたどっております。奄美市にありましては、「奄美市日本復帰記念の日に関する条例」というものが平成18年3月20日に施行されております。これはちょうど56周年の年に当たるかと思うんですけれども、小笠原の場合は検討された経緯があるのでしょうか。

沖縄は、過去に検討されたんですけれども、たしか5月15日が返還の日なんですけれども、沖縄にあっては、県内の事情というか、返還の日が、アメリカから今あるような基地を押しつけられた。逆にいうと、屈辱的な日というとり方をする、そういう考えをする方々もいらっちゃって、復帰の日というものがどうもつukれないで、沖縄戦戦没者慰霊の日とか、そういう形に変えて、返還を祝うというよりも、慰霊をするという考えで日にちを設定しているんですけれども、この小笠原の場合、今年で返還から44年を迎えるんですけれども、このような返還記念日、返還の日を確定するというか、村の中で条例化するというような検討を過去に行われたような経緯があるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 少なくとも私の記憶をする限り、今、高橋議員のご質問のような記念日であれ、記念の日ということであれ、条例として制定しようという動きはなかったと思います。私が唯一といいいますか、同じような、ちょっと趣は違いますが、平和都市宣言ですか、これは平成7年に議会の中でやったという記憶はございますが、条例化ということで議論があったというのは、私の知る限り、ちょっと記憶はございません。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 議論がないまま、多分44年間、過ぎてしまったのだと思います。小笠原というのは特に特殊で、米軍が統治していた時代に、そのころから日本人は強制疎開でこの島に帰れない。でも、米軍統治時代には、ここに住むことを許されていた住民の方々

がいらっしゃいます。今でもその方たちが残っております。その方たちの心情を考えると、甚だ日本に復帰した日を祝う気にはなれないのかなという、考えると、そういうところまで考えが行くんですけれども、私、何名かの当時からお住まいになっているそういう方々にお話を聞いたんですけれども、日本に返還になった当時、米国籍をとるか、それとも日本国籍をとるか。ただ、その時代にはちょうどベトナム戦争がございました。米国籍をとる前提として、従軍しなさいとか、そういう条件を課せられて、日本国籍を選んだとか、二者択一のような、そういう返還のはざまでかなり大変ご苦労された方がいらっしゃるって聞いておりますし、確かにそういう方はいらっしゃいます。そのような方々に配慮して、今までそのような明文化しているものをつくらなかったというわけではないということではよろしいのですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 今、高橋議員からそういうご指摘を受けまして、日本に返還になるときに、当時住んでおりました欧米系の方が大変いろいろお悩みになったというのは私も耳にしております。実際に米国籍をとということで、米国のほうに行かれた方もいらっしゃるわけですから、そうすると、そういうことに配慮してというより、いろいろな思いがそれぞれにあったのではないのでしょうか。

私は、小笠原の場合、先ほど一木議員の質問のときにも申し上げましたけれども、強制疎開というのが大変ほかのところと違ってまして、旧島民でいいますと、返還運動も内地でやっていましたので、日本に返還になったときは、大変旧島民の皆さんは喜んだわけです。銀座でも行進をするぐらい喜んだ。片方では、そういうやっぱり歴史の流れの中で、欧米系の方のようにお悩みになった方もいるという複雑なものが根底にはあったのではなかろうかと推察をいたします。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 当時をよくご存じになる村長から貴重な当時のお話をいただきましたけれども、どうでしょうかね、村長をはじめ、ここに席を同じくしております議長をはじめ同僚議員の皆様にも、これはひとつお考えいただきたいんですけれども、返還から44年、来年は45年、行く行くは近く半世紀をたとうとしております。この小笠原にも、はっきりとした6月25日の意味合いというものをきちんと足跡というか、条文化して、今後、新たな村づくり、新たな振興を考えるという上からも、このような日をきちんとどうあるべきか。今、私が言っているのは条例制定に関してですけれども、どうか検討を皆さんとした

いと思います。これは提案でございます。

最後に、今まで返還記念日、返還記念日と言っておりましたけれども、これが本土復帰記念の日イコールそうなんですけれども、どう呼ぶかは別として、とりあえず今のところ返還記念日ということで、この返還記念日は、米国統治時代からの先ほどから言っております住民の方々、これらも大変ご苦労しております。そして、旧島民、疎開して帰ってこられた方ですね、帰ってこられない方もいらっしゃいます。それと、今後、小笠原は、国境離島としての大変重要な存在の地であります。それと、先ほど村長も強く触れておりました、帰島がかなわぬ硫黄島の問題もあります。

今後の小笠原の進む道、先ほど村長もおっしゃいました振興法の改正の1年前がちょうど5年、5年の節目に、これは時代、年代として当たるんですよ。等々を含めて、今、この記念の日というものを改めて島民全体が考える機会でもあると思うんです。ましてや、森下村長は旧島民というお立場で代表に立っておられます。実に今がいい機会ではないかと思うんですけれども、今日までのこの日のあり方について、今までのあり方を精査した後、今後のあり方について皆さんで議論をして、来年45周年を迎えます。その日までに新たな結論というものをを出していただきたいと思っておりますが、村長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 多分ほかの皆様もそう思いだと思いますが、タイミングとして、そういうことを議論していくということは、いい潮どきなのではないかというふうに、今回ご質問を受けて、そのような印象を持ちました。45周年までに形のあるものになればいいですが、とにかく過去の歴史、それから父島、母島、そして今触れていただきました帰島かなわぬ硫黄島と、そういうところ、それから欧米系の方々、旧島民と言われる方々、そして新島民、今や新々島民とか、いろいろな人口構成になっておりますので、少なくとも議員の皆様とどういう形でこれをしていこうかということの議論を始めるということについては、私もいい機会ではないかと、このように思うところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 最後に村長からもいい機会ではないかというご答弁をいただきました。同僚の議員の皆様にも、ぜひお力をかりて、条例を含めたいわゆる返還記念日という祝い方も含めて、今後の小笠原のいわゆる未来像を決める原点でこの日はあると思うんです。その日をきちんと我々の中で決めようという提案ですので、皆様も今後ともご協力をいた

だくことをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

◇ 稲 垣 勇 君

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 7番、稲垣 勇です。よろしくお願いします。

村民対話集会の対応について、対話集会で出された意見を村としてどう取り扱うのか、お伺いします。

4月27日に母島村民会館において村民対話集会が行われました。母島でのテーマを定めない対話集会は、平成17年8月30日以来行われていませんでしたが、今回、約7年ぶりに行われた対話集会について、村長にお聞きしたいと思います。

まず、今回行った理由は何なのでしょう。

2つ目として、父島ではこれを行うつもりがあるのでしょうか。

3つ目として、対応はどういうふうにしていくのでしょうか。

あと、細かい航空路とか、いろいろ7点ばかりありますけれども、自席で伺います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に対しご答弁をさせていただきます。

稲垣議員のご指摘のとおり、母島でのテーマを定めない対話集会につきましては、平成17年8月の第4回以降は行っておりません。それ以降は、航路、医療、福祉といった個別案件、テーマを持ったもので、必要に応じて実施しているほか、毎月第2水曜日に行っております村民意見・提案・相談窓口において、村民の皆様のさまざまなご意見を承っているところでございます。

今回、久しぶりに行いましたのは、3月に小・中学校の卒業式に出席した折、また4月に母島におきまして開催されました伊豆諸島開発との父島・母島のアクセスを考える会の意見交換会に参加した際、多くの方から対話集会をやっていただけないかという要請があったことが一つの理由でございます。

私は、できれば毎月、月に一度は母島のほうには伺いたいということを前々から申し上げておりましたが、なかなかこれが実現いたしません。上京も多いのですが、日常は父島のほうにいるため、母島の方々と顔を突き合わせてという機会が大変少ないということが一つと、特に世界遺産以降のははじま丸の日帰り客の増加等について、いろいろ直接お話を

聞いてもらいたいんだというようなことがございましたので、開催をさせていただいた次第でございます。

また、父島の開催につきましてのお尋ねがございました。日ごろの村政課題につきまして、村民から選ばれました代表の議員さんのいらっしゃる議会の中で、責任を持った議論を展開することがまず第一義であると考えております。その上で、先ほど申し述べましたとおり、個別のテーマ、直接村民の皆様に意見を伺ったほうがいいという判断をした個別のテーマによるものと、あとは村民意見・提案・相談窓口で対応していくということがいいという判断を持っております。

また、今回、村民の皆さんからいただいた意見について、どのように対応するかというご質問でございましたが、その場でもお答えをしましたように、すぐできること、できないこと、また各担当課と調整が必要なものということについては、素直にそのようにお答えをさせていただいておりますので、そのように対応してまいりたいと、こう考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 対話集会は母島だけで行ったわけで、ほかの議員さんはどういう内容が出されたかわかりませんので、ここで質問させていただきます。

まず、冒頭で出された航空路の問題、遅々として進まない中で、やっぱり母島でも島民として、航空路のアクセス確保に関しては、最重要課題として冒頭で出されました。これに関して村長はどのような答えを出したのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、航空路についてのご質問に対し、ご質問も民生安定化のための飛行場が欲しいというご質問でございましたので、私も村も民生安定化のための航空路の開設を目指している。現在、航空路協議会で実務方を入れて、東京都と協議中でございます。最重要課題である村民に対し情報を発信していきたいということをお答えし、その後、知事に直接訴えてほしいというようなご意見がございました。そのことに対しても、必要となときに今までもそういう機会を持ってきたわけですが、今後とも努力をしていきたいと、このように答えたところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 担当課長に聞きますけれども、悶々として、航空路問題は進んでおりません。現在、どういう対応を村として考えているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 企画政策室長、湯村君。

○総務課企画政策室長（湯村義夫君） 現在、村は東京都と情報交換会を設けております。これは先ほど村長の答弁の中にもあったものでございますけれども、情報交換会は、P I に向け、東京都や村がこれまで実施してきたそれぞれの調査について、情報交換をし、その情報を整理、議論することで、少しでも前進させていこうということから始めたものでございまして、今後も適宜開催していくということで、総務局と調整しているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 前に委員会でも出されましたけれども、島内の盛り上がりをもう少し上げていきたいという答弁をしていましたけれども、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 企画政策室長、湯村君。

○総務課企画政策室長（湯村義夫君） 島内の盛り上がりということでございます。村のほうでは、今年度におきまして、今まで小笠原航空路の調査を行ってきた航空フォーラムとアドバイザリー契約というものを結んでおります。これは村民等に航空路関連に関しての意識の聞き取り調査とか、あるいは航空路関連の基本的な知識や情報を提供するという内容のものでございます。

村民に対する一部聞き取りの中でも、航空路に対しまして、スピード感等につきまして、もどかしさを感じるというような意見もあったというふうに私も聞いておりまして、その要因というのが、なかなか航空路に関しまして情報が少ない、なかなか村民の耳に届かないというようなことがあろうかと思えます。そういった意味では、今後、できる範囲で、例えば勉強会なりみたいな形でもいいのかなと思いますけれども、できる範囲での情報について、できるだけ提供していきたいなというふうに考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） それでは次に、ははじま丸の新造船について意見が出されましたけれども、これについては村長はどういうふうに対応したのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 新ははじま丸については、今年度中にアクセスの会の皆さんの意見も取りまとめ、その上で村としての要望を取りまとめたというお話をさせていただきました。その際に、今後の対応はというご質問もいただいております。それに対しましては、

東京都、村、運航会社で協議を進めたいと。前提として、ははじま丸の建造は、平成28年度中に建造するということは決まっていますので、そのような対応をしてまいりたいというふうに答えたところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） これは私も何回か一般質問の中で話しましたし、島民の中でも、やっぱり平成28年という年度は大体決まったようではございますけれども、1年でも早くという意見もたまに出たと思いますけれども、これについてはどうでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 私も1年でも早くという思いは皆様と一緒に申し上げさせていただいた上で、今、日帰りのお客様のことが生じてきていますので、新しい船をつくるということは、今後20年以上使うということなので、ここは一日も早くという気持ちももちろんわかりますが、じっくり計画も練るべきではないかというお話もさせていただいたところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） わかりました。

次に、観光ごみ対策、自然遺産に決まってから、かなりの客数、泊まらない客、ごみだけ置いていく客というふうに母島では考えている人がかなりおります。この問題は、たしか出されていましたが、これに対してはどういうふうな対応をしていくのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） ごみの問題は、今、議員がおっしゃったように、観光客が増えて、ごみが増えているというお話でございました。村では、母島では焼却ということをやっておりません。父島・母島の中でごみの問題については取り組んでおりますというようなこととお話しした上で、ごみ箱の設置というものを村としてはしておりませんので、持ち帰っていただくための広報、これをきちんとやっぱり周知できるように充実をさせたいというお答えをしました。

また、その際、遊歩道のごみやトイレの問題が出まして、ポイ捨て条例ができないかというご質問もいただきました。そのことに対しましても、現時点では、モラルの向上を図ることがあるべき姿であると考えますので、そういう発信をしていきたいと、関係者と協議をしていきたいと、こういうお答えをしたところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） それでは、次に保育園の問題に移ります。NHKのニュースでもたしかやっておりました。島民の総数に比して、母島の子供たちの割合が日本一高いということで、母島の婦人の方から出された意見ですけれども、やはり今の村民会館の中で行われている、村民会館としての機能が果たせない部分があるみたいで、何とか早く保育園を別個にできないかという意見だったと思いますけれども、どうなんですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） このご質問に対しましては、村民課長のほうが答弁をしました。まず、内容的には、現在、児童環境基礎調査を行っておりますと。今年度中に取りまとめたいが、村民会館の利用を勘案しながら、保育園を単一施設へと考えておりますという趣旨のことを答弁しましたので、もしもう少し詳細ということであれば、担当課長に答弁をさせます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 担当課長、もう少し詳しくよろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、斎藤君。

○村民課長（斎藤 実君） 私のほうから答弁させていただきます。

保育園の新設につきましては、先ほど申し上げたとおり、今回の計画の基礎調査を行っておりまして、それは上がっております。今年度中にその調査を勘案しながら、新しい施設へ向けて進めてまいる所存でございます。議員ご案内のとおり、父島・母島とも保育園児受け入れ人数は増加の傾向でございます。母島におきましては、平成24年度の保育園児の受け入れ数は既に20名を超えております。今後も同様の人数が見込まれ、現在の母島村民会館内では手狭な感が否めないという状況でございます。施設の建てかえにつきましては、父島・母島とも老朽化が進んでいることから、あわせて検討を進めているところでございます。平成23年度は、先ほど申し上げたとおり、児童施設の整備に関する基礎調査を実施してまいりました。その結果をもとに今年度中に今後の方針を取りまとめ、新たな児童施設建設に向けて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 今年度中に方針を決めて、振興法に乗せて事業を進めていくのでしょうか、それとも単独でやっていきますか。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、斎藤君。

○村民課長（斎藤 実君） 現段階では、振興法の年次に合わせて対応していくということで

考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 次に、ケアマネジャーを母島でも何とかしていただけないかという意見が出たと思いますが、これに関してどうでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） ケアマネジャーが1人しかいないために、母島には月に1回だけしか来ていただけないということで、母島にもケアマネジャーを置いていただくということとはできないのかという趣旨のご質問でございました。これにも村民課長がお答えしまして、現体制でも十分対応できるように進めていくという趣旨のご答弁をさせていただきましたので、詳細につきましては担当課長に答弁をさせます。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、斎藤君。

○村民課長（斎藤 実君） 村の高齢者の保健福祉体制といたしましては、父島・母島に保健師を各1名、父島にケアマネジャー1名を配置して対応しているところでございます。母島につきましては、高齢者の方々の日々の状態など、保健師の訪問や相談対応により把握しております。また、要介護高齢者につきましても、保健師のほか、明老会が日々かかわっており、保健師、明老会、ケアマネジャーの3者の連携により対応しているところでございます。ケアマネジャーは母島へ月1回定例的に出張しておりますが、緊急時など必要な場合には随時出張するなど、柔軟な対応に努めております。今後も十分な対応、サービスの提供等ができるよう、体制の維持に努めてまいりますので、その辺よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） それでは、次に医療体制について、どのような意見が出されて、対応するのでしょ

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 医療体制のご質問では、母島診療所、午後も診療所で診察をしていただけないかというようなご要望でございました。これに対しまして、医療課長が検討させていただきたいという旨のお答えをしております。また、母島の医師の勤務を2年というふうにしてほしいというご質問がございました。また、同じく医療課長が現在、東京都の自治医科大学の定員が減っておりまして、全体の中で調整している状況であるというお話

をさせていただき、要望は続けていきたいという旨のお答えをしております。

詳細につきましては、担当課長に答弁をさせます。

○議長（佐々木幸美君） 医療課長、樋口君。

○医療課長（樋口 博君） その後の対応でございます。

1点目の午後の診察をしてほしいということなのですが、母島の岡田先生の状況を踏まえまして、改めて検討させていただいたのですが、やはり過去からずっとそうだったのですが、医師が1名体制というところが非常に大きな要素になっているかと思います。患者さん一人一人の例えば診断書作成であったり、診察時間以外にやらなければいけない時間、これをどう確保するか。

それから、もう一つは、母島だからこそなのですが、関係機関との調整の時間、いろいろな母島における特有の患者さんも最近も相変わらず続いております。そういった個別の関係機関と調整する時間も確保しなければいけない。なおかつ、医師は1人しかいない。そのために、やはり検討の結果としましては、申しわけありませんが、今と同じ水曜日の午後だけは診察させていただきますが、今までどおりの形でご理解を何とかいただきたいというふうに考えているところです。

それから、もう1点目の医師の勤務を2年にしてほしいと。これは数年前から母島の民生委員の方からお話は直接いただいておりまして、東京都の状況は状況で、その都度お伝えはしているのですが、非常に自治医科大学そのものの東京都出身者の枠組み、定員が減りました。それは地方の医師を確保するために地方の定員を増やし、東京都は1名減らされたと。それがもう数年前でございます。これからますます自治医科大学卒の東京都出身の医師を回すのは大変な状況になっております。

そういった状況の中で、小笠原だけ2年にしてほしいという話はしておりますし、対話集会の後も東京都の担当係長には、集会でまた話が出ましたということはお伝えしたのですが、東京都は東京都の事情もあります。話としては今後も東京都に対して続けていきたいと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） それでは最後に、世界自然遺産登録になった後の問題が出されましたけれども、これはどういうふうな考え方でいるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 母島にビジターセンターのようなものを設置してほしいんだけど

というような趣旨のご質問でございました。これに対しまして、今までは世界自然遺産登録を目指して頑張ってきましたと。登録になりましたので、今後は登録後の管理のあり方、体制も含めて、どういうものをつくっていくとかというのは今後の議論でございますし、現在、そういう関係各機関で議論を行っているところでございますということで、施設につきましても、当然のことながら、母島も念頭に置いておりますというお答えをさせていただいたところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 確かに母島にはロース記念館しか、そういった施設はありません。やはり今後、遺産センターを考えていく中で、やはり母島にもつくっていただきたいという声が多々あります。これについて、担当課長、どのようにして考えておりますか。答えをもらって、終わります。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 環境省の遺産関係の施設建設につきましては、平成24年度に基本計画策定経費として700万円の予算が認められております。今後、この基本計画を策定する段階で、村役場としても、地元の要望を積極的に要求していくつもりです。

◇ 池 田 望 君

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 6番、池田 望でございます。

午前中の一般質問と重複することがあると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。
振興計画についてでございます。

昭和43年の本土復帰以来、特別措置法のもとで、東京都は復興計画において旧島民の早期帰島、また振興計画では産業振興、島民生活の安定、そして振興開発計画においては自立・発展を基本的方針として、各種事業を実施されました。この間、帰島のための住宅等の生活基盤施設、道路・港湾の基幹的な施設整備は、相応の成果をおさめていると私も認めております。

しかしながら、本土復帰からおよそ45年を迎えようとしている現在であっても、交通手段はおよそ週1便、片道25時間半のおがさわら丸のみであります。また、飛行場計画も具体化しておりません。そのことが厳しい地理的、また気象的条件以上に、島民生活の安定及び産業の自立・発展を妨げていると、そのように感じております。

さて、小笠原諸島振興開発特別措置法は平成25年で終了することになっておりますが、改正・延長に向けて、いつごろまでにどのように取りまとめるのか、執行部の方針を伺いたいと思います。

新しい小笠原諸島振興開発特別措置法によれば、小笠原村の原案を受けて、東京都は振興開発計画を策定することになっております。そして、小笠原村の原案をできる限り反映させるものとする、このように法律の中にしっかりと明記されております。これまでの振興開発計画は、ともすれば過去の事業の継続にすぎないものも多いかとは思いますが、小笠原村の現状をつぶさに検証して、今後の必要とされる村の原案を策定し、東京都と十分協議を進めていく必要があると思うが、その方針についても伺いたいと思います。これがご質問でございます。よろしくご答弁のほどお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 池田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

小笠原諸島振興開発特別措置法についてのご質問でございました。今、伺っております、まず手続、それからスケジュールと今後の進め方というところが主であったと思いますので、まず担当課に今後のスケジュールにつきまして、進め方につきまして答弁をさせていただいた後、再質問という形で私のほうのご答弁、やりとりをさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 企画政策室長、湯村君。

○総務課企画政策室長（湯村義夫君） それでは、答弁させていただきます。

小笠原諸島振興開発特別措置法におきましては、平成25年度末で法期限を迎えることになっておりまして、現時点では法延長に向けたスケジュールを国土交通省や東京都とともに情報共有しているところでございます。

具体的には、まず国土交通省においては、小笠原諸島振興開発審議会において審議を重ね、平成25年度の6月ごろに意見・具申をいただくという予定でございます。この意見・具申で大まかな方向性が見えてきますので、国土交通省ではここから法改正の具体的内容を検討していくこととなります。まずは、この意見具申に村からの要望等を反映させていけるよう、各方面に必要な働きかけを行っていきたいと考えております。そういう意味では、今年度中にも要望していく動きは必要になってくると思っております。その後、実務面での調整をあわせて行い、最終的には平成26年3月末までに通常国会で改正法案を可決成立させたいというスケジュールでございます。議員の皆様のお力添えもぜひお願いしたいと

考えておりますので、よろしくお願いいたします。

法延長に向けた基本的な考え方としましては、これまで特別措置法に基づく各種事業が実施され、基礎的な基盤整備は著しい成果を上げてきたと認識はしておりますが、交通アクセスの改善、医療福祉の充実、エコツーリズムを基軸とした観光振興、防災体制の強化など、いまだに多くの課題を抱えており、引き続き特別措置法による国の支援が必要だというふうに考えております。

一方では、海洋権益をめぐる各国の動きが活発化している昨今、排他的経済水域の確保や海上における安全確保、海底資源の活用など、小笠原諸島の存在価値が国益確保に重要な役割を担っているとの評価も高まってきております。このような視点もあわせ持って、東京都と連携し、法延長に向けた動きを進めていきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 大体スケジュールみたいなことについては大変よく見えてきました。

しかし、村として具体的にどんなふうに進めていくのかという、村の方針、考え方みたいなものはどういうふうにまとめていくかということについては、まだお伺いしていないような気がしますので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 企画政策室長、湯村君。

○総務課企画政策室長（湯村義夫君） 具体策としましては、今年度中に小笠原村の将来像検討基礎調査を実施いたしまして、その中でこれまでの計画の検証や評価を行うとともに、小笠原諸島の冠たる特性も改めて整理し、村の総合計画及び復興開発計画の両面に共通すべき小笠原村の将来像、言いかえれば、目指すべき方向性を明らかにしていく予定でございます。本調査の中で、法延長・法改正に向けた論点整理も行っていくしますので、適宜、議員の皆様にも相談させていただきたいというふうに考えております。

また、法律が延長された場合に、国は復興開発の基本方針を定め、その基本方針にのっとり、東京都が復興開発計画を策定していくこととなります。実際の作業は、次期法律が施行されてからの平成26年度になるかと思われませんが、復興開発計画に村の意見をできる限り反映させるためには、事前に十分な協議を東京都と進めていく必要があろうかと思っております。現行計画の達成状況や次期5カ年の概要など、一部は既に東京都とは協議を進めている部分もありますが、先ほどの将来像検討基礎調査の内容についても、東京都に適宜お伝えをし、お互いに共通認識を持てるよう進めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） しっかり調整していってもらいたいと思います。現行の振興開発計画の中では、海底ケーブルですか、本土との光ケーブルの開通、あるいは村の柱となりそうな世界自然遺産登録、小笠原諸島の自立発展に向けて前進した部分もあります。一方で、最重要課題であるはずの飛行場設置計画は、後退した感すらあります。また、東日本大震災を教訓とした防災意識の高まりやエネルギー問題への関心の深まりなど、我々の意識も変化してきている側面もあるかと思われます。

これらを踏まえて、次期振興開発計画の策定に当たっては、交通アクセスの改善はもとより、観光産業を基軸とし、観光立島としての地域振興や離島に適した再生可能エネルギーの導入も含めた防災に強い村づくりなどを基本とした小笠原の将来像をかいていく必要があると思いますが、今後の村づくりについて、村長の基本的なお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 今、池田議員のご質問にもございましたように、今までの中でできたもの、目指していたけれども、本当に後退、前に進まないということが、ややもすると後退しているのではないかという印象を持たれるようなものもあったと思います。現行の5カ年計画の中では、光ケーブルの開通、それから世界自然遺産への登録など、成果のあったものもあれば、世界遺産の登録により、新たな課題も生じてきております。小笠原村を取り巻く環境が大きく変化をしてきているなということは、私なりに認識をしているところでございます。

また、東日本大震災という未曾有の大災害により、人的、経済的にはかり知れない被害を受けたということは、まだ記憶に新しいところでありまして、小笠原村としましても、今回の災害を教訓にこれまで以上に防災機能の強化に努めていかなければならないと感じております。

次期振興計画においては、振興開発事業としましては、父島・母島ともに浄水場や児童福祉施設の更新が中心になってくると思われますが、将来像という観点でいいますと、先ほど企画政策室長が申し上げました将来像検討基礎調査において、村づくりの方向性を出していく予定でございます。この調査を踏まえ、第4次小笠原村総合計画の策定ということになりますので、私の考えといたしましては、その中で村づくりの方向性を見出す、まずは交通アクセスの改善、この点につきましては従来からの大きな課題でございます。そのほか、議員がおっしゃっているように観光、特にエコツーリズムを中心とした産業振興、

再生可能エネルギーの導入検討、そして防災対策の強化という、今後の方向性という意味では、まさしく次期計画の中で柱になっていくものだと思っております。

その中でほかの離島の方々が小笠原に対して口々におっしゃること、それはわずかずつではあるけれども、人口が増えている元気な島だなということをおっしゃっていただいております。元気・活力があふれるということは、これ以上のない、ここに住む者の糧になることだと思っておりますので、こういう流れを閉ざすことのないよう、ますますその流れが増長していくような計画策定に励んでまいりたいと。まずは今年度の調査結果を踏まえて、お示しをしていきたいと思いますが、この基本構想、計画の策定につきましては、議会の皆様とともにやっていくということでございますので、今後ともどうぞご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

◇ 杉 田 一 男 君

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 5番、杉田一男です。

登壇の席では、属島の利活用についてお聞きしたいと思います。その他は自席にて質問させていただきます。

文面では属島となっていますけれども、置きかえると、今回のテーマは国境離島、小笠原というと南鳥島、沖ノ鳥島、そしてその部分を含めた日本で多分一番広い経済水域を持っている村だと思っております。その国境離島で今、一番問題になっているのが、石原知事も買い上げを検討しているという尖閣諸島です。なぜ尖閣が今、大きな問題で取り上げられているのか。

そもそも尖閣諸島がこういう領有問題で目を浴びてきたのは、1970年代以降です。それ以前は、余り大きな問題になっておりません。それはなぜかということ、まだ地上の資源が豊富だった時代なんです。そして、地上の資源が枯渇され、世界の目が海底資源に目を向けていく中で、1968年ごろを境に尖閣諸島の豊富な海底資源がみつけれられて、それが大きく取り上げられたと。

そういう意味からいきますと、小笠原村も、今、南鳥島では海底調査をしていますし、沖ノ鳥島では、両島で港湾整備もしているという中で、やはり小笠原村にとって大きな財産を保有しているということにほかならないと思います。また、国においても、海底に関しては、最近やっと目の目を向けてきたという段階で、まだ本格的な調査までは私は至っ

ていないと思います。

そこで、村長にお聞きしますけども、この豊富な自然を有している小笠原村、先ほどから一般質問でいろいろ出ております。それは究極的には民生の安定化という部分に絡んでくる。それは医療も含めて、交通アクセスも含めて、みんなそうだと思います。そういう大きな経済水域を持っている割には、大きな問題もまた持っている。その中でこの宝の山をこれから村として、いかにしたらいい方向で利活用する部分があるのか。また、それには船に乗り遅れてはまずいと思います。やはり私は、今から小笠原村も、その2島には、やはり大きな関心を寄せて、それは東京都に対しても、国に対しても、村も大きな関心を持って、これから一緒にやっていくんだという気持ちをアピールするのが私は必要ではないかと思っています。

そういう意味で、今現在、大きな3分の1の経済水域を持っている小笠原村の行政区域を生かすために、今持っている宝をどう生かしていくか。村長が今現在どう考えて、今後、どういう形でかわりを持っていくのが一番いいのか、お考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 杉田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

日本の最東端であります南鳥島、最南端であります沖ノ鳥島の2島を行政区域として持っております本村は、日本の排他的経済水域の約3割を保有しております。また、現在、国が行っている事業での作業船や県外漁船等が、台風といった荒天時の避難港として、二見港等の利用や急患が発生した際の医療的な対応の最前線になっております。事実、南鳥島において急患が発生した際には、父島診療所で対応したところでございます。これらがかなうのは、父島・母島に村民がいて、生活をしているからこそと考えておりまして、2島を持つ国境離島としての小笠原村が日本で果たす役割は非常に大きなものであるというふうに考えております。

今後の取り組みでございますが、地元住民の皆様に南鳥島及び沖ノ鳥島に係る国境離島としての価値観をよく認識していただくことが必要だと考えており、また小笠原村が果たす役割は、平成25年度で終了する特別措置法の延長に向け、重要な要素になることから、関係機関と相談させていただきながら、内外に向けアピールをしていく方策を講じていきたいと考えております。

杉田議員は「乗り遅れない」という言葉を使われましたが、小笠原村があるからというこ

とで、小笠原村に情報が入らずに何かが行われるというようなことはないようにしっかりと情報収集するとともに、小笠原村を経由して物事が運んでいくようなアピールということをしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、現在の離島振興法が今国会、議論されるわけですが、その中でも非常に国境離島という考え方については、従来と違った形で触れられておりまして、今、尖閣のお話を杉田議員はされましたが、象徴的には尖閣ということでございますが、離島の持つ役割について、再度大きな視点を持って重要視されているということは確かなことであると思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 今、村長がおっしゃったように、やはり小笠原村の村民も含めて、沖ノ鳥島、南鳥島がどれほど重要な島なのかというのと、また認知的に余りぴんと来ないという部分が私はあると思います。

村長と議長は残念ながら行けませんでしたけど、2月に視察の機会を得て、私たちは何とか行ってきましたけど、やはり自分の目で見るということは、昔から言うように百聞は一見にしかずで、一番奇異に思ったのは、小笠原よりか小さい島で、なぜこんな立派な飛行場があるんだろうと。そういう意味も含めて、やはりいろいろな形で村がこれからかわっていく中で、イメージがわくんですね、1回見ておくと。そういう自分の目で見る。そして、村民も目で見るチャンスを増やす。そういう機会が私は必要だと思います。

そこで、村長は何年か前におがさわら丸で、多分、石原知事と沖ノ鳥島を視察したことがあると思いますけども、初めて見たときに感じた印象をちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 残念ながら、議員ご指摘のように、南鳥島に行けずに終わりましたので、いつもの写真で見ているというあれでございましたが、沖ノ鳥島は、まさに写真のとおりでございまして、いわば陸地がないというようなことですね。リーフの中に小さい島があるという感じのところでございます。それはそれはすばらしいところです。本当に一度皆さん行っていただきたいというふうに思いますが、残念ながら、南鳥島と違って、自衛隊も気象庁もいけませんので、およそここから900キロぐらいの海上を船で行くということしかないとは思いますが、一度はぜひとも見ていただきたいと思っております。大変美しいところであったという印象でございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 南鳥島といえば、昔は旧島民も住んでいたと、100名ぐらい。そして、南鳥島の今、護岸工事をやっていますけども、平成27年に完了予定と。そして、沖ノ鳥島が平成28年完了予定と。今、村長がおっしゃったように、南鳥島と沖ノ鳥島では、島の状況は全然違うので、なかなか一概には言えませんが、私は港湾整備、聞いたところによると、延長も300メートル前後あるような話も聞いています。そうすると、ある程度大きな船もつけられるという中で、やはり完成後は墓参も含めた、そして近い将来的には、今、硫黄島で行っている三島クルーズのような感じの観光資源にもなるのではないかという気がしています。それは沖ノ鳥島も私は同じだと思います。

観光資源イコール村民にもうちちょっと認識してもらうためにも、ぜひ考えていただきたいと思うんですけども、まず一つは、沖ノ鳥島、約1,000キロ近い距離にありますけども、前に村長が行きましたように、三島クルーズのように、おがさわら丸をチャーターして行けないか、そしてそういう企画がつかれないか。できれば来年、返還45周年に向けてという部分で、村民の皆さんにその島をぜひ見ていただいて、その目で見た上で認識を新たにしてもらうという必要性があると思うんです。

もう一つ、これは総務課長に渡してありますけども、伊豆諸島開発の船を使った、黒潮丸というんですけども、それは引退間近らしいんですけども、チャーターはできると。40人ぐらい乗れるだろうという部分で、工程表みたいなものが出てきておりますけども、そういう部分を利用して、ぜひ45周年に向けて、何か考えられないかと思うんですけども、その辺いかがですか、村長。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、観光利用という観点からは、なかなか厳しいものがあるかと思いますが。黒潮丸のことは、ちょっと私も存じ上げないのであれですが、おがさわら丸で行きましたときに、片道一夜、ほぼかかります。ですから、仮に何らかの形で沖ノ鳥島を見ていただこうとすると、ほぼ23時間から24時間ぐらい片道かかるということを念頭にいろいろ組み立てなければいけないとは思いますが。観光利用ではなく、何らかの形ということにやるとすれば、なるんだろうと、ならざるを得ないだろうと、そのように思います。

杉田議員の最初のほうの質問で南鳥島の話が出ました。今、護岸工事等をやっておりますが、これが具体的には国の直轄事業でございますので、村のほうに事前に何か相談とかないわけですね。先ほどのアピールと費用の話になるのですが、そういうようなときに、父

島なり、母島なりを經由して、何か経済的にも地元之恩恵があるようなことはないのかというようなことは、私だけではなくて、議会の皆様とその辺については情報収集だけではなく考えていく必要があるのではないかなというようなことは思っております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 当然のことながら、すぐ観光に結びつけるとは思っていませんけども、来年の45周年の返還記念日に向けて、ぜひ自分たちの目で見たいということを実現していただきたいなということと、国土交通省でも海洋政策懇談会という懇談会が今設置されていますけども、この中でもやはり4面が海に囲まれている島国で、今までは受動的な立場の政策しかしなかったのが、能動的、要は行動を伴わないとこれからはだめだと。そして、資源も含めた部分で、日本の国益を守るという形で、しっかりと調査しながら、国策として進めていくといううたい文句もうたわれています。国境離島に関しては、これから大いに可能性がある部分だと思いますので、今後ともぜひ大きな力で見据えていただいて、いい方向に行くように村長のご努力をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 新たな特別措置法の延長にも大きくかかわってくることだと思っておりますので、一生懸命情報収集もしながら、このことについては心がけをしまいたいと、このように思います。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） この2島に関しては、そういうことでよろしくお願いしたいと思ます。

次に、この部分では避難所という形でうたっているんですけども、旧高校跡地に今年度、実施設計も含めて、避難所を建設すると。これは当然近い将来の災害を見据えた上での設置だと思うんですけども、私は違う意味の避難ということで、今年度の部分で設計ということで、今、先ほどから出ていますように、世界遺産以降、観光客が増えていると。しかし、観光客が増えても、天候不順は変わらないという中で、気になっていたのが、母島の村民の皆さんが上京するときよりかも、東京から帰ってきたときに、天候不順で、ははじま丸が出ないという中で、今までは民宿がいっぱいという部分が余りなかったものなので、余り気にもならなかったんですけども、これだけ村民でさえ乗るのが大変だという今の中で、そういう緊急事態が発生したときの母島の皆さんの避難所にもなるのではないかと、そういう利活用はできないかという形で、その辺ちょっとお聞きしたいと思ったんですけど

ど、いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 杉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問は、ははじま丸が欠航した際に、今回、村のほうで進めております避難所を臨時の宿泊施設にできないかということだと思いますけれども、ははじま丸欠航等の際の宿泊先につきましては、原則といたしまして、村民の場合は親類、知人宅ですとか、または宿泊施設、観光客ですとか、仕事で来島されております方につきましては、宿泊施設に泊まっていたくことと考えております。しかしながら、ご指摘の宿泊施設が満員で泊まり切れない場合につきましては、おがさわら丸におきましてのホテルシップをできるよう、海運会社のほうにお願いしてきております経緯がございます。

さらに、おがさわら丸が折り返し運航というような場合につきましては、ホテルシップもできない場合もございます。そういった場合につきましては、これまで福祉センターを開放いたしまして、宿泊場所の提供を行ってきたこともございますので、今後につきましても同様の対応をとってまいりたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） まず、今まで天候不順で、現実的に母島の村民の皆さんが、母島から来るのを含めて、そういう形で緊急避難的なことをやったことはありますか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 一番近い事例で申し上げますと、平成21年、ちょうど年末年始、非常に海が悪いことがございました。荒天によりまして、1月3日、おがさわら丸の接続便が欠航になる可能性が高いという予想から、母島に滞在しておりました観光客の方に、2日前の1月1日に父島に渡っていただいております。年末年始便ということもございまして、宿のあきはほとんどない状況でございました。

その際、ははじま丸の繰り上げ運航によりまして、127名の方が父島のほうに渡ってこられました。地域福祉センターの多目的ホールにおきまして、カーペット敷き80枚、また2階の会議室には、2つに区割りをいたしまして、2分割にいたしまして、ご家族の方、それから女性の方、また2階の和室には女性の方にお泊まりをいただいた経過がございます。開設日は1月1日から1月3日。先ほど127名の方が母島から渡られてきたということをお話し申し上げましたけれども、実際にはその中の86名の方が福祉センターでの宿泊をされております。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） ちょっと村長にお聞きします。私が言っているのは、あくまでも島民に限った部分でお聞きしたいと思うんですけども、今の状態が続いていくと、天候不順等で、そういう事態が生じないとも限らないという中で、確かに福祉センター、緊急避難的といえは緊急避難的ですけども、やはりお年寄り、子供とか、そういう部分を考えてときに、はっきり言って、あそこは施設的なものは何もないわけですよね。ただ寝てくれ、雑魚寝してくれという形だと思うんです。

そうではなくて、やはり同じ島民として、本当に緊急避難的な事態が起きたときは、そういう施設をつくるのであれば、そういう利活用もできる部分を私は考えるべきだと思うんですけども、自炊できる部分を含めて、今回できる避難所も、そういう意味では自炊程度は多分できるという部分だと思うんです。それはお風呂等は別にしまして、最低限そういう飲み物を飲んだりとか、その程度はできると思うんですけども、そういう部分にこういう母島の本当の意味の緊急避難的な場所として提供することは無理でしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 非常に行政的な意味合いでいいですよ、最終的にですね、最終的にという言い方はおかしいですね、いろいろな手段がなくて、お泊りをしていただくところがないという場合には、先ほども言いましたように、母島からいらした方ということ限定して申し上げますと、母島の島民の方であれ、一般の観光客の方であれ、災害弱者みたいな形で受け入れるのは役場の役目だというふうに思います。

杉田議員のご指摘のように、これから計画策定するわけですが、そこに母島の住民の方のための施設ということをやった方がいいですか、そういうことはなかなかちょっと厳しいのではないかなというふうに思います。結果的にこちらの施設にお泊りいただくことはあろうかと、そういうことになることはあろうかと思いますが、それを母島の住民の方を前提にしてというところはなかなか厳しいものがあるのではないかなというふうに思います。

大変行政マン的な答弁で申しわけございません。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村長もご存じのように、八丈島には青ヶ島会館があります。これは当然宿泊施設になっているので、今回とはちょっと違いますけども、母島限定バージョンで避難所的なちゃんとしたものをつくってくれということではなくて、普通の最低限の自炊

的なものができる、そういう施設をつくるのであれば、そういうことも可能ではないかなという思いからお聞きしているのと、やっぱり私はそういう部分は、そのためにつくるということはないと思っていますけども、いざ緊急的な部分に関しては、そういうことも可能であるという部分だけでも、今、村長はあり得るような話だったので、その辺で私もよしとしておきますけども、できれば最低限自炊できる設備ぐらひはぜひ整えておいてほしいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） それを前提としてということではなくて、結果として、そういうことは当然のことながらあることだろうと思います。計画策定については、これからでございますので、繰り返ししつこいようですが、前提としてではなくて、いろいろな形の検討はさせていただきたいと、このように思います。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） ぜひよろしくをお願いします。

次に、継続の質問ということでちょっとお聞きします。

まず、扇浦についてお聞きします。

最初に、バスの停留所について、今までの経緯と今後の展開をお聞かせください。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） これまで分譲地へのバスの乗り入れにつきましては、所要の準備を進めまして、オガサワラオオコウモリのねぐらが村道扇浦1号線近くに形成されたことによる一時通行どめが解除されましたら、運行を開始する旨の答弁をさせていただきました。しかしながら、今後もねぐらの位置によっては、村道閉鎖を繰り返す可能性が高く、そのたびに運行ルートを変更することは、バス利用者に不便をかけることから、再度、安全確保対策も含めて、検討協議を行わせていただきました。

その結果、現在のバス停があります分譲地出入り口の見通しを妨げる植栽の移植等について、支庁の協力を得られるめどがついたことから、村営バスの乗り入れについては、現バス停のある都道側入り口から入り、交流センター周辺で転回した上で、同じ都道側入り口から都道に出るルートで再度条件整備を行うことにしたいと考えております。

今後の予定としましては、6月中に住民等への周知、9月議会において転回場所の工事費の予算計上をお願いし、その後、工事、植栽の移植、運行時刻表の改正などを経て、来年4月には運行を開始したいと考えております。ご理解のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） コウモリ問題とか、避けて通れない部分があるので、私はそれはしようがないと思いますので、来年4月開設を目指して、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そのほかに、分譲地について、何か売れたような話もありますし、新しい進展があったら教えてください。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） 扇浦分譲地につきましては、本年3月の定例会で村長のほうからも答弁させていただきましたように、小笠原を取り巻く情勢が変わってきたということもございまして、昨年末から扇浦分譲地に対する問い合わせが数件ございまして、そのうちの1軒の売り払いが成立し、既に平成23年度中に分譲代金の支払いも済んでいる状況でございます。このほかにも具体的な話に進みそうな案件も生じているところもございます。そういうこともありまして、現時点では、なかなか急激な条件変更するのはちょっと避けたいというような事情もございます。

また、分譲地の抜本的な対策、これも本年の3月定例会で村長のほうからお話をさせていただいております。村民の定住促進扇浦第二集落の充実という分譲の目的に沿って、今までの分譲条件を大きく逸脱しない対応策を検討しております。残念ながら、まだ具体的にお話しできる段階には至っておりませんが、できますれば、9月には議会の皆様にもご相談を始めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 年度内解決ということで進んでいるはずですから、大いに期待しますので、売れたことはよかったと思います。今後とも頑張ってください。

次に、地産地消でいろいろな会議がありますけども、そこで何か変わったことがあったら報告してください。

○議長（佐々木幸美君） 副村長、石田君。

○副村長（石田和彦君） 地産地消の推進につきましては、杉田議員のご質問に答弁させていただきます。

さきの第1回定例会におきまして、行政が主導する形ではなくて、民間の要望にこたえる形で進めていくことが肝要で、まずは農協や漁協をはじめとする生産者、民宿や飲食店、小売店などの販売事業者、観光客や村民などの消費者、それぞれの意向や要望等をお聞き

する場を設けていきたいというふうに答弁させていただきました。その後、父島の漁協、農業者、観光協会の飲食部会、母島の飲食・宿泊事業者の方々とそれぞれ直接意見を伺う機会を設けさせていただきました。

今後も父島の観光協会宿泊部会、母島の農業者の皆さんを対象に同様の場を設けていく予定であります。それぞれの立場からのご意見や要望をお聞きした後、共通の課題や改善点を検討の上、再度、関係者との話し合いの場を持ちたいというふうに考えております。村としましては、このような機会を重ねながら、地元行政として、どのようにかかわっていくのか、支援できることは何かを今後見出していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 地産地消は長い目で見るとは思いますので、継続性を持って取り組んでほしいと思います。

次に、旧赤間ホテルについて聞きます。

まず、赤間ホテルの敷地に関して、当然、敷地図はあると思うけども、境界ぐいはどうですか。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） 敷地の境界につきましては、地籍調査が行われておりますので、敷地の境界そのものははっきりしておりますが、境界ぐいについては、すべてが入っているというふうには、ちょっと私のほうもわかっておりませんで、多分、境界ぐい、すべての地点について入っているというわけではないというふうに理解しています。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 次に、出入り口の確保についてはどうですか。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） この問題につきましても、杉田議員のほうからいろいろご指摘を受けております。なかなか難しい問題ではありますが、出入り口の確保の問題を含めまして、周辺の地権者の方や、あるいは住民の方と話し合いを徐々に進めているところでございます。なかなか一気に解決するのは難しい事情もございますので、ある程度時間をかけてやっていかざるを得ないかなというところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 私はそんな難しくないと思っているから、時間をかける必要はないと

思う。要は行動すれば簡単な話だと私は思う。やはりこれは出入り口がない建物なんているのはあり得ない話なんだから、ゆったり構えてもらっても困る。やっぱり早さを持ってやっていたかかないと。

それと、一番気になっているのは耐震問題だけど、耐震性についてはどうなっていますか、把握していますか。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） 旧赤間ホテルですが、平成19年度にですが、建物の建築確認時の構造設計図書に基づいた形になりますが、その構造設計図書に基づいた耐震検討調査をしております。この結果ですが、通常の使用については問題ないものの、やはり設計が非常に古いと、その後の建築基準法の改正等もありましたので、現在のいわゆる震度基準なり、あるいは耐震基準からいきますと、十分なものではないというような結果が出ております。震度6以上の大地震については、耐震性について危惧があるという結果は得ております。そういう結果も踏まえまして、村としまして、この建物を何とかしなければいけないという認識は持っておりますので、そのような対応をまいります。

また、地権者の問題、入り口の問題についても、杉田議員とお話をさせていただいてから、早速、地権者の方、また新たにお話もさせていただきました。ただ、すぐにはなかなか解決できない部分もございますので、少し時間はいただくことになると思います。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 最後に村長にお聞きします。今、担当課長の答弁は、今のとおりですけども、私は耐震問題は、震度6以上は危ないと。あの建物はだれも住んでいないけども、倒れたら問題がある、周りに影響を与えるという部分があります。そのためには、やはり耐震調査をちゃんとするか、もし取り壊すのであれば、いかに早く取り壊す段取りを考えるか、そのためには出入り口の確保は重要な問題であると思います。私は、時間をかけずに、ああいう危険な建物に関しては早急に取り組む必要があると思います。そういう意味も含めて、今後、ぜひ私は早く進めていただきたいと思いますけども、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 杉田議員にご質問をいただいておりますこの赤間ホテルの問題は、今、杉田議員がおっしゃったように、一刻も早く解体するということに異議のある方はいないと思います。私は今まで大変悩ましい問題だということを答弁させていただきましたが、

おっしゃる意味合いは私も全く一緒です、一日も早く解体を。そこにいきます経費的なことですか、今おっしゃっていましたが出入り口のことですか、そういうことで悩ましい解決しなければいけないことがございますので、もう少しお時間を本当にいただきたいというところが本音でございます。

○議長（佐々木幸美君） 以上で一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本日の会議を終了いたします。

次回は、明日6月13日午後3時半より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後3時50分）

平成 2 4 年 第 2 回 小 笠 原 村 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 （第 2 号）

平成 2 4 年 6 月 1 3 日（水曜日）午後 3 時 3 0 分開議

- 第 1 報告第 6 号 平成 2 3 年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について
- 第 2 報告第 7 号 平成 2 3 年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 3 議案第 4 2 号 小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第 4 3 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 5 議案第 4 4 号 小笠原村手数料条例の一部を改正する条例（案）
- 第 6 議案第 4 5 号 小笠原村印鑑条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第 4 6 号 小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第 4 7 号 小笠原村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
（案）
- 第 9 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度小笠原村一般会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 1 0 発議第 3 号 石原東京都知事による尖閣諸島購入発言を支持する決議（案）

出席議員（８名）

1 番	高 橋 研 史 君	2 番	片 股 敬 昌 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯁 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	池 田 望 君
7 番	稲 垣 勇 君	8 番	佐々木 幸 美 君

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	江 尻 康 弘 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	湯 村 義 夫 君
財 政 課 長	今 野 満 君	村 民 課 長	斎 藤 実 君
村民課副参事	村 井 達 人 君	医 療 課 長	樋 口 博 君
産業観光課長	渋谷 正 昭 君	自 然 管 理 専門委員	岩 本 誠 君
建設水道課長	増 山 一 清 君	建 設 水 道 課 副 参 事	篠 田 千鶴男 君
母島支所長	箭 内 浩 彌 君	出 納 課 長	菊 池 元 弘 君
教 育 課 長	佐々木 英 樹 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） これより本日の会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎報告第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1、報告第 6 号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第 6 号 平成23年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 1 項の規定に基づき、報告する。

平成24年 6 月12日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、2 ページのほうをお開きいただきます。

平成23年度小笠原村継続費繰越計算書でございます。

これにつきましては、継続費を設定いたしました予算につきまして、今回、小学校費、中学校費で、教育費でやっておりますが、こちらは平成23年度と24年度、2 カ年の継続費になっております。平成23年度中に配分しておりました予算で残りました経費については、平成24年度に繰り越して使うことができるという規定がございまして、その部分について、直近の議会でご報告するものでございます。

まず、教育費の小学校費でございますが、グラウンド改修工事の監理委託ですが、継続費の総額としては424万8,000円でございます。平成23年度の予算計上額は220万円に對しまして、実際の支出済額につきましては208万8,000円、残額として11万2,000円がございしますが、これは通次繰り越しという形で翌年度に繰り越しをさせていただきます。

また、次のグラウンド改修工事でございますが、継続費の総額は5,910万2,000円、平成23年度の予算計上額は4,467万8,000円ございましたが、実際の支出済額は4,392万3,915円ということで、残額が75万4,085円生じております。これも同様に翌年度に逓次繰り越しという形で繰り越しをさせていただきます。

中学校費につきましては、先ほどの小学校費と全く同額の繰り越しとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

報告第6号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第2、報告第7号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第7号 平成23年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、報告する。

平成24年6月12日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、5 ページをお開きください。

平成23年度小笠原村繰越明許費繰越計算書でございます。

これも地方自治法の規定に従いまして、平成23年度から24年度に繰り越ししました経費について、直近の議会にご報告するものでございます。

繰り越しの予算については、本年3月第1回定例会において予算を計上させていただいております。内容につきましては、総務費、総務管理費の事業名、重機の購入（硫黄島）でございます。繰り越しの金額4,305万円、このうち翌年度、平成24年度への繰越額が4,305万円、この財源内訳につきましては、一般財源4,305万円を計上しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

報告第7号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第3、議案第42号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第42号 小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年6月12日。小笠原村長、森下一男。

母島保育園の運営体制の整備を図るために、職員定数を増加する必要が生じたためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 2ページをお開きください。

小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村職員定数条例（昭和50年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「116人」を「117人」に改め、同項中「121人」を「122人」に改める。

附則。

（施行期日）

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

次の3ページに新旧対照表が添付されてございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第42号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第4、議案第43号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第43号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年6月12日。小笠原村長、森下一男。

医師の処遇を確保するために、船賃等の支給区分を改正する必要があるためでございます。

詳細は担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 5ページをお開きください。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の旅費に関する条例（昭和50年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表1。区分、課長級の職務にある者、東京・父島、1等の運賃、父島から母島、2等の運賃、課長補佐級以下の職務にある者、東京・父島、2等の運賃、父島から母島、2等の運賃。

その下に、医師は職務の級にかかわらず「課長級の職務にある者」の区分とする。

別表2を次のように改める。

別表第2。日当、宿泊料及び食卓料、区分、課長級の職務にある者、日当（1日につき）2,600円、宿泊料（1夜につき）、甲地方1万3,500円、乙地方1万2,000円、食卓料（1夜につき）2,600円、区分、課長補佐級以下の職務にある者、日当（1日につき）2,200円、宿泊料（1夜につき）甲地方1万1,000円、乙地方1万円、食卓料（1夜につき）2,200円。

その下に、医師は職務の級にかかわらず「課長級の職務にある者」の区分とする。

附則。

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例第15条、第18条、第19条、及び第20条の規定は、平成24年4月1日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

次の6ページに新旧対照表が添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第43号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第5、議案第44号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第44号 小笠原村手数料条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年6月12日。小笠原村長、森下一男。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に伴い、これまで外国人登録を行っていた外国人については住民登録されるこ

ととなるため、該当条文を改正する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 8ページをお開きください。

小笠原村手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

小笠原村手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表2中、番号1にある「外国人登録に関する証明1件300円」を削除する。

附則。

この条例は平成24年7月9日から施行する。

次の9ページ及び10ページに新旧対照表が添付されてございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第44号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第6、議案第45号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第45号 小笠原村印鑑条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年6月12日。小笠原村長、森下一男。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に伴い、これまで外国人登録を行っていた外国人については住民登録されることとなるため、該当条文を改正する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 12ページをお開きください。

小笠原村印鑑条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村印鑑条例（昭和43年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中、「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）により、記録又は登録を受けている者」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により、記録を受けている者」に改める。

第5条第3項第1号中、「若しくは」を「又は」に改め、「、又は外国人登録証明書」を削除する。

第7条第1項第1号中、「住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名」とあるのを「住民基本台帳に記録されている氏名」に改める。

第12条中、「住民基本台帳法又は外国人登録法」を「住民基本台帳法」に改める。

附則。

この条例は平成24年7月9日から施行する。

次の13ページ及び14ページに新旧対照表を添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第45号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第7、議案第46号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第46号 小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年6月12日。小笠原村長、森下一男。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に伴い、これまで外国人登録を行っていた外国人については住民登録されることとなるため、該当条文を改正する必要性が生じたためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 16ページをお開きください。

小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

小笠原村営バス事業に関する条例（平成12年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「住民登録または外国人登録」を「住民登録」に改める。

附則。

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

17ページに新旧対照表が添付してございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第46号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第8、議案第47号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第47号 小笠原村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年6月12日。小笠原村長、森下一男。

行政手続について情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通事項を定めることにより、村民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 小笠原村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（案）でございます。

新規条例でございますので、全文読み上げをさせていただきます。

（目的）

第1条 この条例は、村の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、村民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。

（2）村の機関 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

（3）書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

（4）署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

（5）電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（6）申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき村の機関に対して行われる通知をいう。

（7）処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき村の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき村の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

20ページをお開きください。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき村の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 村の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（村の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の村の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該村の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、村の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称等を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 村の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（村の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

21ページをお開きください。

4 第1項の場合において、村の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 村の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）であって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 村の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、村の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(村の手続き等に係る情報システムの整備等)

第7条 村長は、毎年1回、村の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附則。

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(佐々木幸美君) これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

議案第47号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第9、議案第48号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第48号 平成24年度小笠原村一般会計補正予算(第1号)(案)。

上記の議案を提出する。

平成24年6月12日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、25ページをお開きください。

予算総則でございます。

平成24年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,836万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億6,877万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月12日。小笠原村長、森下一男。

それでは、26ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。款項の区分ごとの金額でございます。

次に、27ページが歳出の款項の区分ごとの金額でございます。

内容につきましては、お手元のA3判の予算説明書のほうで説明させていただきます。A3判の予算説明書のほうをお開きください。

2ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、総括でございます。

左側に歳入、右側に歳出を記載してございます。

内容につきましては、次ページ以降の説明書のほうで説明させていただきます。

3ページをお開きください。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の心身障害者福祉費132万8,000円の増額でございます。これは障害者自立支援法の給付費の関係ですが、国庫負担金の増額がございました。

次に、都支出金、都負担金、民生費都負担金、心身障害者福祉費の66万4,000円でございます。同様に障害者自立支援給付費の都負担金の増額分でございます。

次に、都補助金、民生費都補助金の社会福祉費96万4,000円でございます。これは新たに

地域自殺対策緊急強化事業都補助金ということで計上させていただいております。

次に、繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の1,390万7,000円は、繰越金の増額分を計上させていただいております。

次に、諸収入、雑入、雑入、雑入の150万円は、みどり東京・温暖化防止プロジェクトの助成金150万円を新たに計上させていただいております。

歳入合計、既定額38億5,040万7,000円、補正額1,836万3,000円、計38億6,877万円でございます。

次に、4ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、計上説明でございます。電算管理運営費でOA機器の運営管理費増額分66万8,000円を計上しております。これは父島と母島の間の行政事務に係る回線の問題ですが、従来は防災無線の無線回線を利用しておりましたが、安定性等の問題でやはり問題が生じておりますので、新たに父島と母島の間の光ケーブル、こちらに専用回線を設定させていただく、その経費でございます。66万8,000円を計上しております。

次に、情報通信事業費、テレビ事業費増額分として69万3,000円、これはテレビの父島の地球局の施設でございますが、フェンスが一部補修が必要な状態になっておりますので、これを補修する経費を計上させていただいております。一般管理費の合計で136万1,000円の増額でございます。

次に、文書広報費でございます。委託料でございますが、広報経費としまして、その他広報経費の増額分86万3,000円でございます。これはインターネットを利用しましてライブカメラで小笠原村の光景・風景を配信しておりますが、これが現状のシステムに適應していない分がございますので、これらのコンテンツ等を更新いたします。その経費でございます。86万3,000円の増額分ということでございます。

次に、企画費ということで、委託料でございます。世界遺産登録推進事業費の中の登録推進経費の増額分150万円、これは先ほど歳入でございましたが、みどり東京・温暖化プロジェクトの補助金150万円を利用いたしまして、世界自然遺産登録地の普及啓発事業経費としまして、ノベルティーの作成をする経費として計上させていただいております。

次に、情報センター運営費でございます。情報通信事業費としまして、インターネット事業費の増額分181万5,000円を計上させていただいております。これはインターネット接続

機器の更新に必要な経費でございます。接続機器のリースの終了、あるいは機材の交換が必要なものがありますので、その点についての経費を計上させていただいております。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。社会福祉事業費、その他社会福祉事業費の増額分として96万4,000円を計上しております。これは先ほどの歳入で計上させていただいております新規事業でございます地域自殺対策緊急強化事業経費ということで96万4,000円を計上させていただいております。

次に、心身障害者福祉費、扶助費でございます。心身障害者福祉事業費のうち、更生医療給付事業費の増額分265万8,000円を計上させていただいております。

次に、高齢社会対策費、工事請負費になりますが、高齢社会対策事業費の中の地域交流施設運営事業費の増額分102万9,000円でございます。これは地域交流施設の屋根部分になりますが、一部補修の必要な箇所が出ましたので、その補修の経費を計上させていただいております。

次に、児童福祉費、次のページ、5ページをお開きください。僻地保育所運営費でございます。先ほど条例で職員定数の改正について可決していただきましたが、今回、母島保育園の保育士を任期付保育士として1名増員する関係がございまして、必要な職員人件費を新たに計上させていただいております。総額で389万円増額ということで計上させていただいております。

次に、衛生費、保健衛生費、墓園費でございます。需用費でございますが、墓地関連運営事業費のうち、大根山霊園の管理運営経費の増額分21万円でございます。これは階段部の部分に一部、補修が必要な経費がございまして、玉砂利の敷き直し等により補修をしたい。21万円の経費を増額しております。

次に、火葬場管理費でございます。工事請負費でございますが、火葬場管理運営事業費のうち父島火葬場管理運営経費増額分として25万9,000円、こちらは遺体冷却室の室外機の改修が必要になりまして、この経費を増額してございます。

次に、診療所運営費でございます。診療所運営費の診療所運営の事務費、旅費の増額分につきましては、先ほどやはり旅費条例の改正を可決いただきましたが、医師の旅費規定の改正によりまして、その分の増額分75万9,000円を計上しております。

また、庁舎等管理費につきましては、医療用ガスの保守点検委託、これが新たに必要だということになりまして、この経費につきまして126万円の増額計上させていただいております。

次に、診療所運営事業費のほうでございますが、小笠原村診療所の運営事業費の増額分として163万2,000円、こちらは新規に超音波骨折治療機の導入経費、また酸素濃縮装置の賃借料の増額分ということで163万2,000円を計上させていただいております。

次に、諸支出金、諸費、国有財産管理受託事業清算金、償還金利子及び割引料ということですが、国有財産管理受託事業の清算金としまして、既定予算で300万円計上しておりますが、その後の事情によりまして、収入が若干多くなりましたことによりまして、国のほうに、財務省のほうにお返しする金額、清算金が若干増えました。その分、16万3,000円を増額させていただいております。

歳出合計、既定額38億5,040万7,000円、補正額1,836万3,000円、計38億6,877万円。

以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） A3の予算説明書の4ページなんですけども、世界遺産登録推進事業費のノベルティー作成150万円の事業なんですけど、世界遺産登録をされて、小笠原が世界遺産だということを普及啓発するために150万円の予算を使って、ノベルティーをつくらなくても、もうそろそろいいのではないかなという気がするんですけど、その点、村長、いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） ただ単に世界遺産に登録されたということの周知という考え方でつくるものではないというふうに承知おきをしておりますので、私の答弁の後、担当のほうに詳細のほうを答弁させます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 今回のノベルティーについては、使用目的としては、産業観光課関係ですので、私のほうから答弁させていただきますが、歳入のほうにありましたみどり・温暖化の予算がつくということと、村の産業観光課のほうで行っています教育旅行等のノベルティーとして、この費用を使わせていただいたと。予算上は企画費に置いておりますが、一昨年ぐらいから配布しておりますエコバッグの作成に充てるという計画で、みどり・温暖化のほうの了解をいただいております。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 二、三年前にこの温暖化防止プロジェクト助成金の150万円の使い方で、一般質問で僕、やっているんですね。そのときに言ったことは、地球温暖化の防止のための基本的な予算なので、白熱灯を蛍光灯型電球に変えとか、現在の蛍光灯をLEDの蛍光灯に変えとか、そういった部分の事業として、この150万円を使ったらいいのではないかということを二、三年前の一般質問で提言しまして、その後、検討するという答弁を得ているのですが、その後、どういうふうな検討をしたのかという回答をもらえないまま、ノベルティーの事業がずっと続いてきているわけなんです。確かにエコバッグという部分では、すごいいいのかなとは思いますが、別にこの予算でなくてもいいのではないのかなというふうな感じを受けます。今後、もう一度、自分の一般質問、過去のを見ていただいて、今後、もう一度検討していただきたいと思いますけども、その点はどうでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） わかりました。念頭に置き、職員にもそのように周知をさせます。

○議長（佐々木幸美君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第48号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第10、発議第3号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 石原東京都知事による尖閣諸島購入発言を支持する決議（案）を小笠原村議会会議規則第14条の規定に基づき提案いたします。

賛成者は、片股敬昌議員であります。

提案の理由につきましては、決議（案）の朗読をもってかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

石原東京都知事による尖閣諸島購入発言を支持する決議（案）。

尖閣諸島がわが国固有の領土であることは、国際法に照らしても疑いようもない事実である。にもかかわらず、中国は尖閣諸島による領有権を主張し、本年に入ってから中国公船による領海侵犯を繰り返すなど、尖閣周辺海域の情勢は緊迫の度を強めている。

今日の尖閣諸島周辺海域の実態は、わが国が実効支配の事実を積み重ねなければ、そう遠くない将来に中国に対して支配権を奪われる可能性を示している。

今般の石原都知事の都による尖閣諸島購入の宣言は、実現すれば、尖閣諸島への上陸調査が実施され、さらには避難港や灯台の建設、気象観測所などの建設への道がひろがることになる。

言うまでもなく東京都は、小笠原諸島のなかに南鳥島、沖ノ鳥島といった国境離島を行政下におき、沖大東島を所管する沖縄県とは海を通じ近隣自治体の関係にある。国境離島の持つ重要性の認識と、現状への危機意識を持つことは当然であろう。

尖閣諸島海域は、豊かな漁場で知られるとともに石油やレアメタルなどの海洋資源も注目されており、国民全体にとって貴重な財産である。

尖閣諸島の実効支配の強化、開発につながる石原東京都知事の尖閣諸島購入発言を支持するものである。

以上、決議する。

平成24年6月13日。小笠原村議会。

以上でございます。

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 提案者の説明は終わりました。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより採決を行います。

発議第３号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（佐々木幸美君） 次に、総務委員会、議会運営委員会、小笠原空港開設・航路改善特別委員会及び硫黄島調査特別委員会の所管事務について、各委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐々木幸美君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第２回小笠原村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後４時２０分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年 月 日

議 長 佐々木 幸 美

副 議 長 鯉 江 満

署 名 議 員 池 田 望

署 名 議 員 稲 垣 勇

議案等審議結果表

第 2 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 2 4 年 6 月 1 2 日）

議決月日（平成 2 4 年 6 月 1 3 日）

議案番号	件 名	審議結果
報告第 6 号	平成 2 3 年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について	原案承認
報告第 7 号	平成 2 3 年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について	原案承認
議案第 4 2 号	小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 3 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 4 号	小笠原村手数料条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 5 号	小笠原村印鑑条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 6 号	小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 7 号	小笠原村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（案）	原案可決
議案第 4 8 号	平成 2 4 年度小笠原村一般会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
発議第 3 号	石原東京都知事による尖閣諸島購入発言を支持する決議（案）	原案可決

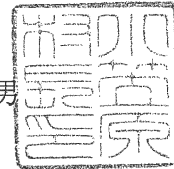
別

冊

24小笠原総第453号
平成24年5月25日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成24年第2回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

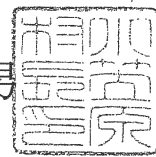
本日、別紙写しのとおり、平成24年第2回小笠原村議会定例会を招集する
告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第16号

平成24年第2回小笠原村議会定例会を下記のとおり
招集する。

平成24年5月25日

小笠原村長 森 下 一 男



記

1 期 日 平成24年6月12日

2 場 所 小笠原村議会議事堂

24 小笠原議第 36 号
平成 24 年 5 月 25 日

議 員 各 位 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

平成 24 年第 2 回小笠原村議会定例会の招集について

平成 24 年 5 月 25 日付 24 小笠原総第 453 号により、平成 24 年小笠原村告示第 16 号をもって、平成 24 年 6 月 12 日、平成 24 年第 2 回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第 9 条第 1 項の規定により、午前 10 時開会といたします。

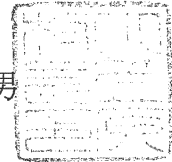
記

1. 開催日時 平成 24 年 6 月 12 日(火) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

24小笠原総第489号
平成24年5月31日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について

平成24年第2回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

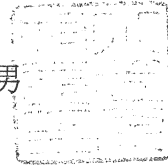
記

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 議案第42号 | 小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第43号 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第44号 | 小笠原村手数料条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第45号 | 小笠原村印鑑条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第46号 | 小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第47号 | 小笠原村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（案） |
| 議案第48号 | 平成24年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）（案） |

24小笠原総第487号
平成24年5月31日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成23年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告する。

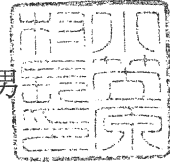
記

報告第6号 平成23年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について

24小笠原総第488号
平成24年5月31日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成23年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、
下記のとおり報告する。

記

報告第7号 平成23年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について

24 小笠原議第 37 号
平成 24 年 5 月 25 日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

説明員の出席要求について

地方自治法第 121 条の規定に基づき、平成 24 年第 2 回小笠原村議会定例会に平成 24 年 1 月 4 日付 23 小笠原総第 1956 号、平成 24 年 4 月 2 日付 24 小笠原総第 149 号及び平成 24 年 4 月 10 日付 24 小笠原総第 223 号により通知された説明員の出席を求めます。
なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

1. 開催日時 平成 24 年 6 月 12 日(火) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

24 小笠原議第 37 号
平成 24 年 5 月 25 日

小笠原村教育委員会
教育長 伊 藤 直 樹 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

説明員の出席要求について

地方自治法第 121 条の規定に基づき、平成 24 年第 2 回小笠原村議会定例会に平成 24 年 1 月 4 日付 23 小笠原教第 783 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

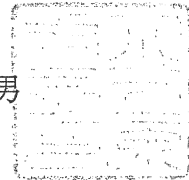
記

1. 開催日時 平成 24 年 6 月 12 日(火) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

24小笠原総第472号
平成24年5月29日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成24年5月15日付24小笠原議第37号により要求のありました平成24年第2回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出 席

村 長	森 下 一 男
副村長	石 田 和 彦
総務課長	江 尻 康 弘
総務課副参事	鈴 木 敏 之
総務課企画政策室長	湯 村 義 夫
財政課長	今 野 満
村民課長	斎 藤 実
村民課副参事	村 井 達 人
医療課長	樋 口 博
産業観光課長	渋谷 正 昭
建設水道課長	増 山 一 清
建設水道課副参事	篠 田 千鶴男
母島支所長	箭 内 浩 彌
出納課長	菊 池 元 弘
自然管理専門委員	岩 本 誠

24小笠原教第218号
平成24年5月25日

小笠原村議会
議長 佐々木 幸美 殿

小笠原教育委員会
教育長 伊藤 直樹



説明員の出席要求について(回答)

標記の件について、平成24年5月25日付24小笠原議第37号で要求のありました説明員は、以下のとおりです。

出席：教育長 伊藤 直樹

出席：教育課長 佐々木 英樹

閉会中の継続調査申出

本委員会は、調査中の事件について、下記により継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

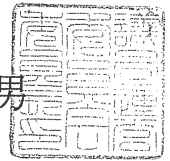
記

- 1 事 件 地方自治法第 109 条の 2 第 3 項に規定する事項

平成 24 年 6 月 4 日

議会運営委員会

委員長 杉 田 一 男



小笠原村議会

議長 佐々木 幸 美 殿

閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の事件について、継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

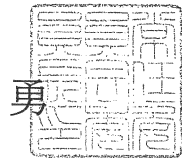
記

1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

平成 24 年 6 月 13 日

総務委員会

委員長 稲垣



小笠原村議会

議長 佐々木 幸 美 殿

特定事件継続調査事項表

総務委員会

1. 村政全般

総合計画について
財政について
社会福祉について
保健衛生について
環境衛生について
防災について
教育について
農林水産業について
商工観光業について
環境保全について
土木建築について
上下水道事業について
宅地造成事業について
その他

閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の事件について、継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 小笠原空港開設の推進及び航路改善
 について

平成 24 年 6 月 13 日

小笠原空港開設・航路改善特別委員会
委員長 池田 望



小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美 殿

閉会中の継続調査申出

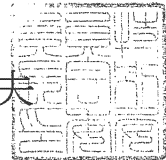
本委員会は、下記の事件について、継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 硫黄島について総合的に調査研究する

平成 24 年 6 月 13 日

硫黄島調査特別委員会
委員長 一木重夫



小笠原村議会

議長 佐々木 幸 美 殿

議 案 の 部

報告第 6 号

平成 2 3 年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定に基づき報告する。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成23年度 小笠原村継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成23年度継続費予算現額				支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年 度 繰 越 額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計	繰越金				特 定 財 源			
											国都支出金	地方債	その他	
9.教育費	2.小学校費	グラント改修工事監理 委託(父島)	4,248,000	2,200,000		2,200,000	2,088,000	112,000	112,000					
		グラント改修工事(父 島)	59,102,000	44,678,000		44,678,000	43,923,915	754,085	754,085					
	3.中学校費	グラント改修工事監理 委託(父島)	4,248,000	2,200,000		2,200,000	2,088,000	112,000	112,000					
		グラント改修工事(父 島)	59,102,000	44,678,000		44,678,000	43,923,915	754,085	754,085					

平成24年6月12日 提出

小笠原村長 森 下一 男

報告第 7 号

平成 2 3 年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき報告する。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成23年度小笠原村繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2.総務費	1.総務管理費	重機の購入(硫黄島)	円 43,050,000	円 43,050,000	円	円 国都支出金	円 43,050,000
合		計	43,050,000	43,050,000	0	0	43,050,000

平成24年6月12日 提出

小笠原村長 森 下 一 男

議案第42号

小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成24年6月12日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

母島保育園の運営体制の整備を図るために、職員定数を増加する必要性が生じたため。

小笠原村職員定数条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村職員定数条例（昭和５０年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「１１６人」を「１１７人」に改め、同項中「１２１人」を「１２２人」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成２４年９月１日から施行する。

議案第 4 3 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

医師の処遇を確保するために、船賃等の支給区分を改正する必要性が生じたため。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の旅費に関する条例（昭和５０年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１

区 分	東京～父島	父島～母島
課長級の職務にある者	１等の運賃	２等の運賃
課長補佐級以下の職務にある者	２等の運賃	２等の運賃

＊医師は、職務の級に関わらず「課長級の職務にある者」の区分とする。

別表第２を次のように改める。

別表第２

日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日 当 (１日につき)	宿泊料(１夜につき)		食卓料 (１夜につき)
		甲地方	乙地方	
課長級の職務にある者	２,６００円	１３,５００円	１２,０００円	２,６００円
課長補佐級以下の職務にある者	２,２００円	１１,０００円	１０,０００円	２,２００円

＊医師は、職務の級に関わらず「課長級の職務にある者」の区分とする。

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ この条例による改正後の職員の旅費に関する条例第１５条、第１８条、第１９条、及び第２０条の規定は、平成２４年４月１日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

小笠原村手数料条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の改正及び外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）の廃止に伴い、これまで外国人登録を行っていた外国人については住民登録されることとなるため、該当条文を改正する必要が生じたため。

小笠原村事務手数料条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村事務手数料条例（平成１２年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表２中、番号１にある「外国人登録に関する証明１件３００円」を削除する。

附 則

この条例は平成２４年７月９日から施行する。

議案第 4 5 号

小笠原村印鑑条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の改正及び外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）の廃止に伴い、これまで外国人登録を行っていた外国人については住民登録されることとなるため、該当条文を改正する必要が生じたため。

小笠原村印鑑条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村印鑑条例（昭和 4 3 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中、「住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）又は外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）により、記録又は登録を受けている者」を「住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）により、記録を受けている者」に改める。

第 5 条第 3 項第 1 号中、「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削除する。

第 7 条第 1 項第 1 号中、「住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名」とあるのを「住民基本台帳に記録されている氏名」に改める。

第 1 2 条中、「住民基本台帳法又は外国人登録法」を「住民基本台帳法」に改める。

附 則

この条例は平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

議案第 4 6 号

小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の改正及び外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）の廃止に伴い、これまで外国人登録を行っていた外国人については住民登録されることとなるため、該当条文を改正する必要が生じたため。

小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村営バス事業に関する条例（平成１２年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「住民登録または外国人登録」を「住民登録」に改める。

附 則

この条例は、平成２４年７月９日から施行する。

議案第 47 号

小笠原村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
(案)

上記の議案を提出する。

平成 24 年 6 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

行政手続について情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通事項を定めることにより、村民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

小笠原村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
(案)

(目的)

第1条 この条例は、村の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、村民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 村の機関 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき村の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき村の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき村の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき村の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 村の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（村の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の村の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該村の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、村の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称等を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 村の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（村の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、村の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 村の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）であって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 村の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、村の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(村の手続き等に係る情報システムの整備等)

第7条 村長は、毎年1回、村の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。

議案第48号

平成24年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）（案）

上記の議案を提出する。

平成24年6月12日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

（第1号）

（別紙）

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村
一 般 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成24年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 18,363 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,868,770 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月12日

小笠原村長 森 下 一 男

(単位：千円)

– 35 –

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 総 務 費		1,098,420	5,539	1,103,959
	01. 総 務 管 理 費	1,048,051	5,539	1,053,590
03. 民 生 費		540,756	8,541	549,297
	01. 社 会 福 祉 費	345,704	4,651	350,355
	02. 児 童 福 祉 費	193,832	3,890	197,722
04. 衛 生 費		974,069	4,120	978,189
	01. 保 健 衛 生 費	617,508	4,120	621,628
12. 諸 支 出 金		62,528	163	62,691
	02. 諸 費	5,001	163	5,164
歳 出 合 計		3,850,407	18,363	3,868,770

発議第 3 号

石原東京都知事による尖閣諸島購入発言を支持する決議（案）

小笠原村議会会議規則第 14 条の規定に基づき、上記議案を提出する。

平成 24 年 6 月 13 日

小笠原村議会議長

佐々木幸美 殿

提出者

小笠原村議会議員

高橋 研史

賛成者

小笠原村議会議員

片股 敬昌

石原東京都知事による尖閣諸島購入発言を支持する決議（案）

尖閣諸島がわが国固有の領土であることは、国際法に照らしても疑いようもない事実である。にもかかわらず、中国は尖閣諸島による領有権を主張し、本年に入ってから中国公船による領海侵犯を繰り返すなど、尖閣周辺海域の情勢は緊迫の度を強めている。

今日の尖閣諸島周辺海域の実態は、わが国が実効支配の事実を積み重ねなければ、そう遠くない将来に中国に対して支配権を奪われる可能性を示している。

今般の石原都知事の都による尖閣諸島購入の宣言は、実現すれば、尖閣諸島への上陸調査が実施され、さらには避難港や灯台の建設、気象観測所などの建設への道がひろがることになる。

言うまでもなく東京都は、小笠原諸島のなかに南鳥島、沖ノ鳥島といった国境離島を行政下におき、沖大東島を所管する沖縄県とは海を通じ近隣自治体の関係にある。国境離島の持つ重要性の認識と、現状への危機意識を持つことは当然であろう。

尖閣諸島海域は、豊かな漁場で知られるとともに石油やレアメタルなどの海洋資源も注目されており、国民全体にとって貴重な財産である。

尖閣諸島の実効支配の強化、開発につながる石原東京都知事の尖閣諸島購入発言を支持するものである。

以上、決議する。

平成 24 年 6 月 13 日

小笠原村議会

一般質問一覧表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
片 股 敬 昌 議 員	1 旭山の尊徳像 2 村のゴミ減量化対策とリサイクル促進について 3 ハートロック周辺及びその途中での排泄物対策について 4 空き家情報を通して村は村民サービスの充実を 5 小笠原の戦跡をどのように保存し、守っていくのか 6 Q R コードを利用した小笠原の魅力発信 7 震災にそなえて 8 島寿司の材料サワラの安定した確保を
一 木 重 夫 議 員	1 自助と公助について 2 「小笠原諸島振興開発特別措置法」と「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」について
鯨 江 満 議 員	1 河川の管理について 2 特別法の延長について
高 橋 研 史 議 員	1 村の広報体制について（おがさわら丸定員削減報道） 2 返還記念日について
稲 垣 勇 議 員	村民対話集会の対応について
池 田 望 議 員	小笠原諸島振興開発特別措置法についての質問。
杉 田 一 男 議 員	1 属島の利活用について 2 旧高校跡地の避難所建設の現状は 3 継続質問